

子ども・子育て会議基準検討部会（第1回）

平成25年5月8日（水） 10時から12時まで
於：中央合同庁舎第4号館（12階）共用1208号特別会議室

議 事 次 第

1. 開会

2. 構成員紹介

3. 議事

- (1) 基準検討部会の運営について
- (2) 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について
- (3) 地域型保育事業の認可基準について
- (4) 公定価格・利用者負担について
- (5) 地域子ども・子育て支援事業について
- (6) その他

4. 閉会

[配付資料]

- | | |
|-----|---------------------------------|
| 資料1 | 子ども・子育て会議基準検討部会構成員名簿 |
| 資料2 | 子ども・子育て会議運営規則 |
| 資料3 | 子ども・子育て会議基準検討部会の設置について |
| 資料4 | 子ども・子育て会議における主な審議事項とスケジュールのイメージ |
| 資料5 | 子ども・子育て関連3法について |
| 資料6 | 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について |
| 資料7 | 地域型保育事業の認可基準について |
| 資料8 | 公定価格・利用者負担について |
| 資料9 | 地域子ども・子育て支援事業について |

○無藤隆部会長 それでは、定刻になりましたので、第1回「子ども・子育て会議基準検討部会」を開始いたします。

本日は、お忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。

部会長を務めさせていただきます、無藤でございます。よろしくお願いいたします。

初めに、内閣府の山崎政策統括官から御挨拶を頂戴いたします。

○山崎史郎政策統括官 おはようございます。第1回子ども・子育て会議基準検討部会の開催に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

まず、皆様方におかれましては、大変お忙しい中を当部会にご出席いただきまして大変ありがとうございました。

昨年8月でございますが、子ども・子育て関連3法が成立しまして、早ければ平成27年4月から本格施行されます。新たな制度では認定こども園、幼稚園、保育所を通じた共通の給付や小規模保育等の給付の創設、認定こども園制度の改善、地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実など、子どもや子育てに対する質・量両面にわたる支援の充実を図っていくこととしております。

そのためには、関係法律に基づきまして、まさに新たなさまざまな基準でありますとか、公定価格の体系を整備するつもりであります。今日は既に資料を用意させていただいています。相当なボリュームになりますが、これらに関しまして、この基準検討部会において集中的に御検討をいただきたいと考えております。

政府といたしましても、本部会での御意見を踏まえまして、必要な政省令を制定するなど、新制度の円滑な施行に向けて全力で取り組んでまいりますので、何とぞよろしくお願い申し上げます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、事務局から本日御参集いただきました構成員の皆さん、そして政府側の出席者の御紹介をお願いいたします。

○長田浩志参事官 おはようございます。それでは、お手元の資料1に構成員名簿をお配りしてございますけれども、私から御紹介をさせていただきたいと存じます。

まず、東京大学大学院教育学研究科教授の秋田喜代美様でございます。

○秋田喜代美委員 秋田でございます。保育学会の会長をいたしております。どうぞよろしくお願いいたします。

○長田浩志参事官 全国国公立幼稚園長会会長の荒木尚子様でございます。

○荒木尚子委員 荒木です。どうぞよろしくお願いいたします。

○長田浩志参事官 一般社団法人全国病児保育協議会会長の稲見誠様でございます。

○稲見誠委員 稲見です。よろしくお願いいたします。

○長田浩志参事官 公益社団法人日本医師会常任理事の今村定臣様でございます。

○今村定臣委員 よろしくお願ひします。

○長田浩志参事官 秦野市教育委員会教育長の内田賢司様でございます。

- 内田賢司委員 内田でございます。よろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 恵泉女学園大学大学院教授の大日向雅美様でございます。
- 大日向雅美委員 よろしくをお願いいたします。
- 長田浩志参事官 NPO法人子育てひろば全国連絡協議会理事長の奥山千鶴子様でございます。
- 奥山千鶴子委員 よろしくをお願いいたします。
- 長田浩志参事官 高知県知事の尾崎正直様でございます。
- 尾崎正直委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 東京商工会議所人口政策委員会委員の尾身朝子様でございます。
- 尾身朝子委員 よろしくをお願いいたします。
- 長田浩志参事官 公益社団法人日本助産師会専務理事の葛西圭子様でございます。
- 葛西圭子委員 よろしくをお願いいたします。
- 長田浩志参事官 全国私立保育園連盟副会長の橘原淳信様でございます。
- 橘原淳信委員 橘原でございます。よろしくお願い申し上げます。
- 長田浩志参事官 三鷹市長の清原慶子様でございます。
- 清原慶子委員 全国市長会から推薦されております。どうぞよろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 全国小規模保育協議会理事長の駒崎弘樹様でございます。
- 駒崎弘樹委員 駒崎です。よろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 株式会社ワーク・ライフバランス代表取締役社長の小室淑恵様でございます。
- 小室淑恵委員 小室です。よろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 読売新聞東京本社社会保障部次長の榊原智子様でございます。
- 榊原智子委員 よろしく申し上げます。
- 長田浩志参事官 日本保育協会理事の坂崎隆浩様でございます。
- 坂崎隆浩委員 坂崎です。よろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 公益社団法人全国保育サービス協会理事の坂本秀美様でございます。
- 坂本秀美委員 よろしくをお願いいたします。
- 長田浩志参事官 全国保育協議会副会長の佐藤秀樹様でございます。
- 佐藤秀樹委員 どうぞよろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 日本労働組合総連合会副事務局長の菅家功様でございます。
- 菅家功委員 菅家です。よろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会理事長の鈴木道子様でございます。
- 鈴木道子委員 鈴木です。どうぞよろしくお願いいたします。
- 長田浩志参事官 一般社団法人日本経済団体連合会少子化対策委員会企画部会長の高尾剛正様におかれましては本日御欠席でございますが、代理で経済政策本部長の藤原清明様に御出席いただいております。

- 藤原清明代理人 藤原でございます。よろしく申し上げます。
- 長田浩志参事官 全国認定こども園連絡協議会会長の溜川良次様でございます。
- 溜川良次委員 お世話になります。溜川でございます。
- 長田浩志参事官 全日本私立幼稚園PTA連合会副会長の月本喜久様でございます。
- 月本喜久委員 おはようございます。よろしくお願いたします。
- 長田浩志参事官 特定非営利活動法人全国認定こども園協会副代表理事の古渡一秀様でございます。
- 古渡一秀委員 よろしく申し上げます。
- 長田浩志参事官 全日本私立幼稚園連合会副会長の北條泰雅様でございます。
- 北條泰雅委員 おはようございます。
- 長田浩志参事官 公益社団法人全国幼児教育研究協会理事長の宮下ちづ子様でございます。
- 宮下ちづ子委員 よろしくお願いたします。
- 長田浩志参事官 一般社団法人日本こども育成協議会副会長の山口洋様でございます。
- 山口洋委員 おはようございます。山口です。よろしく申し上げます。
- 長田浩志参事官 特定非営利活動法人ファザーリング・ジャパン代表理事の吉田大樹様でございます。
- 吉田大樹委員 吉田です。よろしくお願いたします。
- 長田浩志参事官 社会福祉法人東京聖労院顧問、前港区立赤坂子ども中高生プラザ館長の吉原健様でございます。
- 吉原健委員 吉原でございます。よろしくお願いたします。
- 長田浩志参事官 聖籠町長の渡邊廣吉様でございます。
- 渡邊廣吉委員 どうも、よろしく申し上げます。
- 長田浩志参事官 以上でございます。

また、本日の会議でございますが、1人を除きまして全員の御出席をいただいております。定足数を満たしておりますことを御報告申し上げます。

続きまして、政府側の出席者を御紹介させていただきます。

まず、先ほど御挨拶させていただきました、内閣府の共生社会政策担当政策統括官の山崎でございます。

同じく、大臣官房少子化・青少年対策審議官の伊奈川でございます。

- 伊奈川秀和大臣官房審議官 よろしく申し上げます。
- 長田浩志参事官 少子化対策担当企画官の由布でございます。
- 由布和嘉子企画官 よろしくお願いたします。
- 長田浩志参事官 続きまして、文部科学省大臣官房審議官の関でございます。
- 関靖直大臣官房審議官 よろしくお願いたします。
- 長田浩志参事官 初等中等教育局幼児教育課長の蝦名でございます。

- 蝦名喜之幼児教育課長 どうぞよろしくお願い申し上げます。
- 長田浩志参事官 幼児教育課企画官の竹林でございます。
- 竹林悟史幼児教育課企画官 よろしく願いいたします。
- 長田浩志参事官 続きまして、私の右側、厚生労働省大臣官房審議官の鈴木でございます。
- 鈴木俊彦大臣官房審議官 よろしく願いいたします。
- 長田浩志参事官 少子化対策企画室長の黒田でございます。
- 黒田秀郎少子化対策企画室長 よろしく願いいたします。
- 長田浩志参事官 育成環境課長の杉上でございます。
- 杉上春彦育成環境課長 よろしく願いいたします。
- 長田浩志参事官 母子保健課長の桑島でございます。
- 桑島昭文母子保健課長 よろしく願いいたします。
- 長田浩志参事官 保育課長の橋本でございます。
- 橋本泰宏保育課長 よろしく願いいたします。
- 長田浩志参事官 幼保連携推進室長の北山でございます。
- 北山浩士幼保連携推進室長 よろしく願いいたします。
- 長田浩志参事官 私、申し遅れましたが、内閣府少子化対策担当参事官の長田でございます。どうぞよろしくお願い致します。

また、第1回子ども・子育て会議でも申し上げましたが、この新制度施行準備につきましては、内閣府に子ども・子育て支援新制度施行準備室というものを設置しております。本日、文部科学省、厚生労働省の出席をしている職員につきましても内閣府の併任をかねておりまして、一体的に行っておりますことを一言申し添えさせていただきます。

以上でございます。

- 無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、カメラの方々はこちらで御退室をお願いいたします。

さて、本日でございますけれども、資料1から資料9までお配りしてございますが、不足などはございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

本部会の設置につきまして、4月26日に開催いたしました第1回子ども・子育て会議において決定したところでございます。その部会の役割、審議スケジュール、会議の運営につきまして、事務局から御説明をお願いいたします。

- 長田浩志参事官 それでは、まず資料2をご覧くださいと思います。

資料2の「子ども・子育て会議運営規則」は、去る4月26日に開催されました第1回子ども・子育て会議におきまして御決定をいただいたものでございますが、第6条第2項という規定がございます。ここに「第1条から前条までの規定は、部会の運営について準用する」と書いてございまして、基本的に親会議とこの部会は、この運営規則に基づいて同

様に運営をされるということを御確認いただければと思います。

なお、今申し上げたとおり、基本的に親会議とこの部会は運営について同様ということでございますので、動画につきましても配信をさせていただくことに御了解いただければと存じます。

それから、審議のスケジュール、部会の役割等々についてでございます。

まず、資料3でございます。こちらが当部会の設置について、先般の子ども・子育て会議で決定された内容でございます。

「2. 検討事項」ということで(1)から(8)の事項が書かれてございます。

まず(1)と(2)につきましては、今後、給付の対象となる施設型給付、あるいは地域型給付についての報酬の基準を御議論いただくことが大きな一つの検討事項でございます。

(3)(4)で、特定教育・保育施設の運営に関する基準、あるいは特定地域型保育事業の運営に関する基準というものがございしますが、こちらについては各制度に当たって定めておくことが必要となる区分経理など会計処理に係る事項でございますとか、苦情処理などの事項などを基準として定めるということを想定したものでございます。

(5)(6)が、今回の制度の中で新たに設けられます幼保連携型認定こども園の基準の関係でございますとか、地域型保育事業の基準の関係といったものを御議論いただくということでございます。

それから(7)の地域子ども・子育て支援事業に関する基準についても御議論いただく予定をしております。

続きまして、資料4と資料5をご覧くださいと思いますが、資料5の34ページをご覧くださいと思いますが。こちらが、この新制度の施行に向けた大まかなスケジュールを示したものでございます。

この制度につきましては、消費税の引き上げによる恒久財源を確保して、子ども・子育て支援の質・量両面にわたる拡充を図ることを予定しておりますして、消費税が10%に引き上がる予定の平成27年度を本格施行の時期と想定をして準備を進めてございます。

つまり、平成27年4月には実際にこの制度に基づき、認定こども園であるとか、保育所であるとか、幼稚園であるとか、そういった施設を利用できる状態にしておく必要があるわけでございます。そのために、自治体での条例づくりでございますとか、実際の実務の手続ということを考えますと、自治体での作業期間として1年ぐらい想定をする必要があるだろうと思っております。

したがって、この資料を見ていただきますと、平成25年度の頭に「子ども・子育て会議設置」と書いてございまして、ほとんどが平成25年度末のところまで矢印がとまっておりますけれども、おおむね、この平成25年度の1年間で法律に基づいて国において定めるべき詳細な基準等々について御審議をいただきたいと思っております。

それで、資料4によりまして、もう少し詳細に、会議においてこういった内容について、

いつぐらいまでに御議論いただきたいかということをご説明いたします。

まず、一番上に「基本指針」。これは既に第1回の会議におきましても御議論いただきましたけれども、これは自治体が、今後5年を1期とする事業計画を定めていただくことになっておりますが、その事業計画を定めるに当たっての量の見込み方でありますとか、施設・事業の確保方策をどういった形で計画の中に書き込んでいくか。そういったことを国として指針を示すことになっております。

この指針が示されないと自治体が準備に走り出せませんので、これをとにかく早期に固めていきたいと思っておりますので、まずは基本指針を優先的に御議論いただき、できれば夏ぐらいまでに固めていただければと思っております。

あと、親会議のほうで想定をしておりますものとして「保育の必要性の認定基準」の関係。それから「確認基準」。確認基準につきましては、資料5にお戻りいただきまして、14ページをお開きいただければと思います。ここに「確認手続について」という資料がございますけれども、この仕組みにおいて、給付の実施主体となる市町村が認可施設・認可事業者の中から施設型給付あるいは地域型保育給付の対象となる施設・事業者を確認する行為を行うということになっております。その確認に当たっては、市町村は各施設・事業の利用定員を定めた上で確認を行うということになってございます。

この利用定員の定め方等々についての考え方を整理いただきたいと考えているものでございます。

部会のほうですが、先ほどの説明と若干重複いたしますけれども、新たな幼保連携型認定こども園の認可の基準とか、地域型保育給付の認可の基準とか、こういったものについて議論を開始していただきまして、平成25年度末には間に合うような形で内容をお固めいただければと思っております。

「市町村事業」についても同様でございます。

最後に「公定価格、利用者負担」、いわゆる報酬関係の基準でございますが、これらにつきまして、特に施設・事業経営者の方からなるべく早く示してほしいという声も強いわけでございますが、これは予算とセットの話でもございますので、できるだけ平成26年度の頭ぐらいにはその骨格を提示できるように努力していきたいと思っておりますし、また、そういった前提で御審議も賜ればと思っておりますが、詳細の設計までは少し時間がかかるのかなと思っております。

以上、簡単ではございますが、おおよその審議事項及びスケジュールについて説明をさせていただきました。

○無藤隆部会長 ありがとうございました。

そういうことで、要するに親委員会というのでしょうか、子ども・子育て会議そのものが基本的な方針を議論するわけですがけれども、そのもとで本部会は個別の、認定こども園その他の具体的な基準についてということですので、特にこの部会のほうは親会議の委員の多くの方々とともに専門委員に入っていただいて、詳しく現状に合った基準にしたいと

考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

なお、今の部会等の説明について、何か御質問などはございますでしょうか。

どうぞ。

○北條泰雅委員 本来、いわゆる親会議のほうで申し上げるべきことなのかもしれませんが、前回、第1回ということによくわからなかったのですけれども、ただいま御説明をいただいた中で、基本指針について今年の夏前までにとのお話がございました。これは前回の第1回の会議の折にも申しましたけれども、私どもとしては子ども・子育て関連3法の内容自体に問題が山積していると考えておりますので、子ども・子育て関連3法それ自体を前提として基本指針あるいは基準等を早急に検討していくことにはいささか異論がございます。ああ、そうですかというわけにはまいりません。

ぜひ、子ども・子育て関連3法そのものについて、大変失礼な言い方ではありますが、この席でもちゃんと御理解しておられる方はそれほど多くないと思いますので、子ども・子育て関連3法そのものについて議論する場を、いわゆる親会議のほうで一度設けていただきたいと思ひます。

よろしくお取り計らいをお願いいたします。

○無藤隆部会長 もちろんこの部会も親会議も子ども・子育て関連3法の成立を受けて、整理して、その具体化を図る場ですから、子ども・子育て関連3法を今さらどうだというふうに変えるという議論は我々の権限ではありませんけれども、その趣旨を十分理解した上で進めなければ当然、基本方針その他はできませんので、いろいろな機会に、3法の趣旨というよりは、それが具体的な方針にどういう意味を持ち得るか、どういう幅を持って我々は議論できるかについて、毎回きちんと説明し、足りない部分があればぜひ御質問なり御要望いただければと存じます。

渡邊委員、どうぞ。

○渡邊廣吉委員 今、北條さんからいろいろな意見があったのですけれども、子ども・子育て会議は、このたび制定された子ども・子育ての関連3法の趣旨と主なポイントを踏まえながら、平成27年4月施行に向けて、より具体的かつ詳細な支援給付や支援事業のあり方について意見を述べる場だと私は理解しております。

大変失礼ながら、個別の利害関係や法制度の根幹に係るような後退した議論ではなくて、やはり社会全体で支えるという、この新制度の基本原則に基づき、子ども・子育て支援の将来に向けた、質の高い幼児教育・保育を保障するための活発な議論を期待したいと思っております。

私ども市町村は、僭越ながら、この制度の実施主体として、社会全般の子育てをしている親の立場、子どもの立場に立って事業展開をしていかなければならないので、法律ができた今になって、法律の内容が意に合わないという議論は、この場の議論ではないと私は理解しております。

これは私の勝手な考え方で大変失礼なのですが、そういう大義名分に立った議論

を私は期待したいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。（拍手）

○無藤隆部会長 北條委員どうぞ。

○北條泰雅委員 渡邊先生がおっしゃることはごもつともなことだと思ひます。折から官庁街にもこいのぼりがはためいております。かつては厚労省にしかはためいていなかったですが、いろいろな官庁にはためくようになっております。

このたびの仕組みが子どものために、真に子どもの利益にかなうものになっているのであれば大変結構で、推進していく。私どもも同じ考えでございます。まさに先だって開会に当たって森少子化対策担当大臣から、子ども自身の最善の利益にきちんと立って、というお言葉がございました。そのことがちゃんと生かされるのであればもちろん、私どもは渡邊先生と同じでございます。

しかし、どうもそうではないと思われる点が多々ございますので、その点についてはやはりこれから意見を申さないわけにはいきません。やはり子どもの利益に反することに私どもは賛成するわけにはいかないということでございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

いずれにしても、渡邊委員がおっしゃったように、私どもとしては子ども・子育て3法の基本的な精神を踏まえながら、子どもの最善の利益を尽くすためにはどうすればいいか。それを議論する、そういう場として我々は委員の指名を承っていると理解しております。その上で、先ほど事務方からも説明がありましたけれども、この部会も親会議も非常に重大な使命を帯びて、多くの自治体その他からも期待を受けておりますし、同時に、しかしながらスケジュールという意味では本年度いっぱいやるべき課題が非常に多々ございます。

そういう意味で、親会議として、部会として、十分議論を尽くす時間というものについて、私も心もとないところがございますので、親会議で申し上げましたけれども、ここで意見を出していただくとともに、ぜひ個別に事務局にお知らせいただいて、あるいは事務局より人を派遣してもらって、それぞれで御説明をいただく。あるいはむしろ、討議の場を別に設けていただいてもよろしいと思ひますけれども、いろいろな形で情報・御意見をお寄せいただいて、それを改めて事務局としてはいろいろな形で御整理いただけるかと思っておりますので、ぜひ十分な討議に進めていただければと願っております。

それでは、次にこの部会としての議題でございますが、本議題に入る前に、部会長代理の指名ということがございます。

子ども・子育て会議令の第4条第5項におきまして「部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する」とされてございます。つまり、部会長の指名により部会長代理を置くことが定められております。

そこで私といたしましては、従来からの経験を十分お持ちの大日向雅美委員を指名させていただければと存じますけれども、よろしゅうございますでしょうか。

(「異議なし」と声及び拍手あり)

○無藤隆部会長 よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。

それでは、早速、本部会での審議事項についての検討に入りたいと思います。

本日は第1回でございますので、現行制度の内容、また、今後検討すべき事項について理解を深めるということを中心といたしたいと思ひます。

お手元の議事次第にございますけれども「3. 議事」の(2)と(3)の部分、これが認定こども園、地域型保育事業などですが、これについて事務局から、多分20分程度の説明になりますが、その後、30～40分の討議ということをしていただひたいと思ひております。

それで一区切りですが、その後(4)(5)というところで、公定価格と地域子ども・子育て支援事業等につきまして事務局から、これも20分ぐらいかかろうと思ひます。その後、20～30分の討議ということでございます。

ここでお願いなのですが、委員の方々は数えましたらここに30人いらっしゃるのです。私の目から見ると、乗り出すと渡邊委員等が見えるのですが、実を言うと十分視野に入らないだけの数でありまして、かつ掛け算すれば出てきますが、1人2分でも30人全員ですと60分でありまして、多分、きょう合わせて2回も3回ももし発言されるとすればそれも含めてですが、1人2分程度が限度だろうと思ひます。

そういうことで、当然、特に御意見について不足だろうと思ひますので、それは先ほど申し上げたような形で事務局にお寄せいただひたいと思ひておりますので、ぜひ御協力よろしくお願ひいたします。

それと、きょうは議題がいろいろな説明ということで、先ほど申し上げたように、2つに大きく分けてございまして、それぞれで質疑を行いますので、それぞれの議題のたびに全員に御発言というわけにはいかないわけですね。1人1分とすればできるのですが、1分だと余りにも短か過ぎると思ひますので、そういう意味ではぜひ、ここだけは発言せざるを得ない、すべきである、したいというところに限定しながらよろしくお願ひします。

せっかく御専門の委員の皆様ばかりということで、発言したいことは多々あろうとは思ひますが、2時間という枠の中でぜひ御協力をお願ひしたいと存じます。済みません。

それでは、まず議題の「(2) 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について」、それから「(3) 地域型保育事業の認可基準について」につきまして、事務局より資料の御説明をお願ひいたします。

○蝦名喜之幼児教育課長 それでは、お手元の資料6をご覧くださいと存じます。新たな幼保連携型認定こども園の認可基準につきまして、まず御説明をしまして、その後、その次の資料の地域型保育事業の認可基準というふうに順次説明をしまひたいと思ひます。

資料6の1ページをおめぐりいただきますと「1. 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の枠組み」となっております。幾つか、現在の認可基準の性質を整理したもので

ございます。

1つ目の○にございますように、認定こども園法の改正により創設される新しい幼保連携型認定こども園の認可基準につきましては、下記の①から③、1つには学級編制及び配置する職員とその数。2つ目として主要な設備、具体的には保育室の床面積等。それから、重大な運営に関する事項。これらにつきましては「主務省令で定める基準」に従って定める。また、それ以外の事項については「主務省令で定める基準」を参酌して、各都道府県・指定都市・中核市という、認可権限を有するそれぞれの主体が「条例」で定めることに、今回、認定こども園法の改正によりなっております。具体的に、こうした内容を含む基準をこれからどのような形で策定していくかということになってまいっているわけがございます。

3つ目の○にございますが、新制度に係る当初の検討の基礎となりました「子ども・子育て新システムに関する基本制度」、今年の3月に少子化社会対策会議で決定されてございますが、その中では、当時は総合こども園と言っておりました、幼保の一体的な提供を行う施設の認可基準につきましては、1つには現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎としつつ、職員配置基準等の引き上げなどを検討する。また、既存施設から、幼稚園、保育所などからこういった施設に移行する場合には、その円滑な移行を考慮して、原則として、現行の幼保連携型認定こども園における基準の特例というものがございまして、こうした特例を下回らない内容の特例を設けることを検討すべしということが、この基本制度では指摘をされてございました。後ほど現行の基準についての御説明をさせていただきます。

また、その次の○として、この関連3法の審議が行われました特別委員会、特に参議院におきましては附帯決議として幾つかのことが指摘されてございます。1つには、この基準は、幼児期の学校教育や保育の質を確保し、向上させるようなものとすべしということ。2つ目として、現行の幼保連携型認定こども園以外の認定こども園からの新たな幼保連携型認定こども園への移行の円滑化、あるいはそれに対する支援に十分配慮しなさいということが国会からこの検討に対しての注文がついているということでございます。

一番下に、これも後ほど紹介させていただきますけれども、現在の認定こども園、幼稚園、保育所において、施設・設備等がどのような状況にあるのかということについて、実態調査を行って、今、その集計と分析を行っているところでございます。そうした実態を踏まえた検討もこの場でお願いできたらと思います。これについても集計でき次第、御報告させていただければと思っております。

ページをおめくりいただきまして、3ページをご覧いただければと思います。現行の幼保連携型認定こども園の基準がどうなっているかということも3ページから少しページを割きまして御説明しております。

3ページで、現行の幼保連携型認定こども園については、幼稚園の基準、これは幼稚園の設置基準等がございまして、それと保育所の基準、児童福祉施設の設備及び運営の基準等をもとに条例で定められている基準でございまして、こうした幼稚園、保育所、それぞ

れの基準のいずれも満たす必要が、この幼保連携型認定こども園についてはございます。

なお、有資格者の確保が難しい場合がありますとか、あるいは適正な運営が確保された既存の施設が現行の幼保連携型認定こども園に移行する場合には、職員の資格や配置、あるいは設備等について、幼保いずれかの基準を満たすことで足りるとする特例もございます。

その内容でございますが、1.として、まず幼稚園の基準がどうなっているかということをお説明いたしております。幼稚園の基準は、国が一本の基準として策定しております。

その内容を見ますと、全国一律に、ここはどの施設にも守っていただくべき基準とそれ以外、施設によって幅がある扱いをしてよいとなっているものがございます。

全国一律の基準としては、ここにございますように、学級の編制及び1学級の幼児数は35人以下を原則、配置教員の種類といったこと、あるいは園舎や運動場については基準面積が設けられております。保育室についての基準もございますし、教育内容については幼稚園教育要領というものがございます。

それ以外、ここにございますように、教育時間や週数については、標準4時間、原則39週以上となっておりますが、弾力的な取扱いが可能となっております。また、他の施設・設備の使用、あるいは設備の兼用、それから、保護者等による学校関係者評価についても、全国一律という形ではなく、各施設で工夫が可能なような基準になっているところでございます。

4ページは、保育所の基準の現在の状況について整理をしております。

保育所につきましては、一番下の※にございますように、平成22年の地域主権一括法に基づきまして、従来は国が一本の基準を設けてございましたけれども、これを、その内容を「従うべき基準」と「参酌基準」というように内容を整理しまして、条例で「従うべき基準」については一律の基準として「参酌基準」についてはそれを参酌し、それぞれの条例を制定する地方自治体の御判断ということで整理をしたということがございます。

その整理の上で今の基準をご覧いただきますと、国の基準として全国一律の基準、従うべき基準とされているものとしては、配置する従業者及びその員数ということで、配置職員の種類でありますとか、あるいは特に保育士の配置基準といったものは全国一律の基準とされております。

また、居室の床面積その他児童福祉施設の設備に関する事項であって、健全な発達に密接に関連するもの。具体的には、ここにございますような必要な室の設置でありますとか面積基準といったものは従うべき基準、一律の基準となっております。

その他、児童の適切な処遇の確保等、児童の健全な発達に密接に関連するものとして、ここに挙げられているような内容、虐待防止、あるいは自園調理・調理室の設置といったものが従うべき基準ということで、全国一律でこれは定めていただくことになっております。

それ以外の基準としては、例えば保育時間は原則8時間、あるいは屋外遊戯場の設置や面積の基準、耐火上の上乗せの基準などについては、国としては基準を定めておりますが、

それを各自治体に参酌していただいて、各自治体の条例の中でそれぞれの御判断に基づいて規定していただくことになってございます。

その他、面積基準については、特例として一定の地域・期間、平成24年度から26年度までの特例というものも設けられているところが保育所の基準の概要でございます。

その次の5ページ目に、認定こども園の基準ということでございます。

認定こども園、特に幼保連携型認定こども園については、まずはそれぞれの幼稚園、保育所の基準を満たした上で、以下のような要件を満たすことが必要であるとされておりまして、これも全国一律の従うべき内容と、それ以外の参酌すべき内容というふうに分けられております。

全国一律の内容としては、教育と保育を一体的に提供するという事。それから、子育て支援事業を保護者の要請に応じて適切に提供し得る体制を整備するといったことは必ず、どの幼保連携型認定こども園についても全国一律で守っていただくべきこととなっております。

それ以外、職員の配置や職員の資格、これは認定こども園に固有の職員でありますとか、その資格であるといったこと。あるいは認定こども園に固有の施設・設備等々、ここに掲げられている事項につきましては参酌基準ということで、各自治体が条例で基準を定める場合には、これを参酌しながら幅のある対応が可能な内容となっております。

6ページ目に、これらの内容を簡略化して表に整理してみました。こういった形の表はこれまでもご覧いただいたことがある方もおられるかもしれませんが、幼稚園と保育所と幼保連携型認定こども園ということです。

まず、幼稚園と保育所を対比していただきますと、赤枠で囲ってあるところは幼稚園、保育所、いずれも全国一律の基準として基準が設けられているという内容です。具体的には、職員の配置・学級編制、非常勤講師、短時間勤務の職員、園舎の面積、教育・保育の内容といったあたりは、いずれの施設におきましても全国一律ということに法令上はなっております。

一方、青枠で囲ってあるところは、片方のみが全国一律という扱いになっていて、他方では必ずしも一律という扱いにはなっていないものということで、1つには幼稚園における運動場の面積は、幼稚園では全国一律の基準であります。保育所ではこれはそれ以外の基準ということで参酌基準、幅のある基準になってございます。保育室の設置階・耐火基準といったものが、幼稚園の全国一律の基準であるのに対して、保育所のほうは虐待禁止、自園調理・調理室といったものが、幼稚園では全国一律とはなってございませんが、保育所のほうでは一律になっているという特徴がございます。

また、一番右側の幼保連携型認定こども園については、先ほど申し上げた幼保の一体的提供といったことが従うべき基準、全国一律の内容として規定されてございますが、ここでちょっと注意をしていただきたいのはその下の、※が2つありますが、2つ目で、既存施設が移行する場合にはいずれかの基準を満たすことで足りる特例がありますということ

でございます。

その内容は欄外の下の方の○のところ、特例として紹介してございますのは、1つは運動場でございます。運動場については、付近の適当な場所で代替が可能で、園舎・運動場の面積は保育所の面積基準で可ということで、幼稚園の基準の特例が設けられています。これは保育所が幼稚園を新しく設置して幼保連携型認定こども園になろうとする場合にこうした特例の対象となるということでございます。

もう一つは、保育室・屋外遊戯場の面積について、幼稚園の面積基準で可とございます。「《保育所の基準の特例》」とありますが、これは逆に幼稚園が新しく保育所を設けて幼保連携型になろうとする場合の、本来、保育所として必要な基準の特例ということになってございます。

こうした既存施設の移行特例というものが、それぞれについてございます。

その次の7ページに、今回こうした現状を踏まえて、新しい幼保連携型認定こども園の基準について、この場で御検討いただくわけですが、今まで現状を御説明した上で、そこから自然と、多分こういったところが課題であろうと思われるものを客観的に整理してございます。

1つには、○の1つ目で、現在の幼稚園、保育所の基準以外に、新しい幼保連携型認定こども園の、学校教育・保育の質の確保の観点から、追加すべき内容があるのかどうかということでございます。

2つ目としては、先ほどの青枠、赤枠でご覧いただきましたように、新しい幼保連携型認定こども園は学校であり、児童福祉施設である、単一の施設という性格を持つ施設でございますけれども、一方で現行の幼稚園の基準と保育所の基準、両方を満たすといいながら、どちらかは全国一律に担保する必要があるとして、もう片方はそうでもない扱いになっているといったものの取扱いをどうするか。あるいは面積基準のようなものが典型かもしれませんが、それぞれで、幼保で基準の内容が異なるものについて、どちらに合わせるような形で一本の基準をつくっていくかということが課題になろうかと思えます。

また、職員配置基準のようなもの、学級編制基準のようなものを、どのような部分をどの程度改善させるかといったことも論点であろうかと思えます。この点については、先ほど申し上げた「経営実態調査」というところで、全国的な幼稚園や保育所、認定こども園の施設・設備の状況も含めて、今、データをとっておりました分析中でございますので、そうしたものも御提示させていただきながら御議論いただければと思えますし、また、ここは消費税の引上げによる新たな財源を得て、今回「質の改善」を図ろうということになってございますが、その「質の改善」にどの程度の財源を振り向けるかという議論とも関連しているだろうと思えますので、ぜひ御検討いただければと思えます。

その次は○の4つ目でございますが、既存施設から移行する場合、質の確保という要請に加えて「円滑な移行の確保」という要請もあろうかと思えます。そうしたことから、現在も既存施設が移行する場合の特例を設けておりますが、そうした質の確保と円滑な移行

のバランスをどう考えるかということ。特に幼保で現在、扱いが異なっているものとして運動場や調理室がありますけれども、これらの取扱いなどをどう考えていくかということがあろうかと思えます。これらにつきましては、先ほど何度か紹介している「経営実態調査」の中で、実は幼稚園で保育所の基準を満たしていると言えるところがどれだけあるのか。逆に、保育所で現行の幼稚園の基準を満たしているものがどれだけあるのかといった、たすきがけのような形で今の施設・設備の実態がどうなっているかということについても調査を行ったところでありますので、そういった結果も踏まえて御議論いただければと考えてございます。

また、認可基準の設定の上で、自治体の特例的かつ臨時的な対応ができるように、特段の配慮をすべしというふうに国会の附帯決議で求められているところでもございますが、こうした対応をどのようなことで行っていくことができるかどうかというあたりも議論になろうかと思えます。

資料6の基準についての御説明は以上とさせていただきます。

○橋本泰宏保育課長 それでは、続きまして資料7について御説明いたします。「地域型保育事業の認可基準について」でございます。

1 ページで、新制度の中におきましては市町村による認可事業ということで法律に位置づけまして、小規模保育。これは利用定員が6人以上で19人以下のもの。それから、家庭的保育。これは利用定員が5人以下のもの。そして、居宅訪問型保育。これは保育を必要とする子どもの居宅で行うもの。それから、事業所内保育ということで、事業所の従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供する。こういう前提で、この4つの事業を地域型保育事業と位置づけてございます。

適宜、絵にしたものが下のほうにございますので、御参照いただきたいと思えます。

2 ページで、この地域型保育事業の認可基準につきましての考え方でございますが、この「1. 概要」の2つ目の○にございますように、地域型保育事業の認可基準は、国のほうで定める基準を踏まえて、市町村が条例として策定するということになります。

その際の国が定める基準と市町村の条例との関係でございますけれども、国のほうで定める基準がアというところがございます。「職員の資格、員数」あるいは「乳幼児の適切な処遇の確保、安全の確保、秘密の保持並びに児童の健全な発達に密接に関連するもの」については「従うべき基準」。それから、それ以外の事項については「参酌すべき基準」と位置づけられてございます。保育所などのものと比べてみますと、保育室及びその面積の部分につきまして、地域の実情に応じて、公的スペース等の活用を図るために「参酌すべき基準」とされている点が特徴でございます。

保育所、幼保連携型認定こども園、地域型保育事業を比較したものが3ページのところに表になってございますので、適宜、また御参照いただければと思えます。

そこで4ページのほうで、認可基準の設定に当たりまして議論をしていただく必要がございます点を列挙してございます。

まず職員の資格・員数で、先ほど申し上げましたように、これは従うべき基準と位置づけられております。

そこで、この地域型保育事業に関連いたします各事業・施設の今の基準でございますけれども、まず認可保育所について見ると、保育士を原則とした上で、0歳児に対して3：1、2歳児に対して6：1の配置となっております。

それから、家庭的保育。保育ママと呼ばれてもございますが、こちらのほうについては家庭的保育者を保育士または市町村が行う研修を修了した保育士以外の者とした上で、全ての年齢に対して3：1。ただし、補助者1名を配置する場合には、5人までの保育が可能という形になっております。

認可外保育施設につきましては、指導監督基準の中におきまして、保育に従事する職員のおおむね3分の1以上が保育士または看護師であるということを求めた上で、職員数については、保育所と同様の配置を求めています。

グループ型小規模保育という、複数のユニットで行う家庭的保育でございますけれども、こちらについては、保育者については、家庭的保育と同様の定めがなされております。

へき地保育所というものがございますが、職員数につきまして、児童福祉施設の設備運営基準の精神を尊重するとともに、保育士2人以上の配置を原則とした上で、やむを得ない事情があるときには、1人に限って保育に熱意を有する者を代替とすることが可能という形になっております。

事業所内保育施設でございますけれども、原則としては認可外保育施設の指導監督基準の適用を受けますが、雇用保険事業からの助成金対象のものにつきましては、認可保育所と同様の配置を原則として求めているということでございます。

こういった現在の定めを前提といたしまして、今後の議論といたしまして、検討に当たっての視点でございます。

1つは、職員の人数という点とあわせて、保育士の資格というところについての基準をどのように考えていくか。

それから、小規模保育と一口に言いましても、保育所の分園、あるいはグループ型小規模保育、へき地保育所などなど、さまざまな国庫補助対象事業からの移行が考えられます。

また、地方単独事業からの移行も考えられるところでございますので、こういった点をどういうふうに考えていくのか。

それから、家庭的保育の保育者について研修要件を求めているわけでございます。この中身をどう考えていくか。

居宅訪問型保育事業につきまして、現在、職員の資格要件に関する基準がないわけでございますが、職員の質の確保について、どのように考えていくのか。

こういった点が考えている論点でございます。

続きまして、6ページに参りまして、面積の基準でございます。こちらは法律上の位置づけとしましては参酌基準となっております。

今の基準でございますけれども、認可保育所については、乳児室が1人当たり1.65平米以上、ほふく室が1人当たり3.3平米以上、2歳以上児の保育室については1人当たり1.98平米以上となっております。

それから、家庭的保育は1人当たり3.3平米以上、認可外保育施設は1人当たり1.65平米以上、グループ型小規模保育は家庭的保育と同じ1人当たり3.3平米以上、へき地保育所につきましてはやはり認可保育所の基準の尊重という形になっております。

事業所内保育施設につきましても、原則的には認可外保育施設の指導監督基準でございますが、雇用保険の助成対象事業については2歳以上児が1人当たり1.98平米以上となっております。

これについて、検討の視点でございますけれども、全体として地域型保育事業は、保育所等の認可施設に比べると規模が小さいという点を前提にして、どう考えるか。

それから、先ほどの人員の基準にもございましたように、多種多様な事業からの移行が考えられるということを考慮して、どういうふうに考えていくのか。

居宅訪問型保育の場合には、相手方の居宅で保育を行う事業でございますので、そもそも面積基準を設ける必要があるのか。

こういった点でございます。

次の7ページのほうに参りまして、その他さまざまな点でございます。

自園調理等の問題につきまして、外部搬入の取扱い等を含めて、どのように考えていくのか。

屋外遊戯場のことにつきまして、屋外遊戯場の設置についての、付近の公園や広場等による代替ということをどう考えるか。

耐火基準につきまして、さまざまな場所を使うということも考えられますので、そういったことを前提にして、どのように考えていくのか。

それから、事業所内保育施設に固有の問題でございますけれども、従業員の子どもに加えて地域の子どもを受け入れるということで、地域枠というふうに便宜上ここで呼んでおりますが、どの程度の子どもを地域から受け入れることを求めるというふうにするのかどうかという点でございます。

「3. その他の留意事項」といたしまして、3歳未満児を地域型保育事業は対象といたします。3歳以上児の学校教育・保育を行う施設との連携、バックアップの確保ということにつきまして、どう考えていくか。また、連携先の確保が難しいときに、市町村が調整することが可能となっているわけでありまして、こういった点をどういうふうに考えていくか。

こういったところが論点になるのではなかろうかということでございます。

以下、詳細な資料をつけてございますので、また適宜、御参照いただければと思います。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。大きく2種類について御説明いただきました。

ただいまの御説明について御質問をいただきたいと存じますけれども、その前にですが、

それぞれ基準等につきまして、今日決定するという話ではなくて、これはこれまでの、特に子ども・子育て関連3法に伴って、具体的にはどういうことが求められるか。私どもとして決める必要がある事柄の列举、論点整理でございます。そういうことで、2回目以降に具体的には、特に専門的な立場の皆様方の御意見を頂戴して整理していく予定でございます。

といいますのも、最初から何度も申し上げておりますが、今の事柄についての質疑が30分もとれない気がいたしますけれども、しかし、わからない点ははっきりさせたほうがよろしいと思いますので、御質問ということでお受けしたいと思います。御質問のある方はお手をお挙げいただきたいと思います。

まず、駒崎委員どうぞ。

○駒崎弘樹委員 全国小規模保育協議会理事長の駒崎です。

質問が2点あります。論点というところに的を絞って質問します。

以下の論点は話し合わないのでしょうか。1つ目は撤退スキームに関してです。

今後、小規模保育を中心としてさまざまな保育サービスが開園していき、数がふえると、それに伴って待機児童は解消されます。しかし、同時に定員割れ等も起きます。例えば横浜市などでは待機児童ゼロが実現した一方で定員割れが非常に多数及んでいて、撤退を検討する事業者も出てきています。そうなった際に、例えば来週すぐ撤退します、保育園がつぶれますといった場合、園児がとても困ります。ですので、そういったときにきちんと周りの園が、A園がつぶれてもB園、C園、D園、E園、F園で吸収する。そして、ある期間だけは定員数を超えたとしても法的には罰せられないという撤退のスキームがなければ安心して園児は通うことができません。ですので、そうした撤退スキームに関する論点というものは、この中では話し合わないのでしょうかというのが1つ。

2つ目です。情報公開義務についても論点として話し合わないのでしょうか。

情報公開は2つの要素によってできています。1つは財務情報です。過去、企業立の保育所が保育事業で得た利益を違う事業に投入し、そして保育事業の経営が傾いてしまうという事案が発生しました。こうしたことを防ぐためにも、財務諸表をきちんとネット上で公開するという仕組みが必要ではないか。そして、それはさらに株式会社のみならず社会福祉法人やNPO等、全ての法人格でインターネットを通じた財務諸表の公開というものが義務づけられるべきではないかという論点。

そして、最後に事故情報の公開義務です。現状、保育所等で子どもが亡くなっても調査の義務も公開の義務もないという状況です。それがゆえに、なぜ子どもたちが亡くなってしまったのかというケースを業界全体で学び再発を防ぐということが不可能な状況になっています。これは非常にゆゆしい事態です。さて、これをきちんと共有できるように事故情報をオープンにして、そして全ての人が学べるような、そうした保育事故データベースのようなものをつくっていくということが今後、保育所の数がふえていく中で必要になってくるのではないかと。

こうした論点をも、この中に入れることによって保育の質の向上あるいは量的拡大を支えるようなスキームができるのではないかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○無藤隆部会長 重大な指摘、ありがとうございます。

撤退スキームの問題、情報公開の問題で、事務方お願いいたします。

○橋本泰宏保育課長 まず、1点目の撤退スキームの関係でございますけれども、現在、そこで保育等を受けている子どもにつきましての対処を初め、主要な点につきましては法律の中に一定の規定がございますので、それをさらに詳細に実際の場面を想定して、どういった形で実行していくのかということにつきましては、先ほどのこの議論の事項の中で御説明いたしました、確認制度にかかわります設備なり運営の基準、こういったものの中の議論の一つとして今後御議論いただくことが想定されると考えております。

あと、情報公開の義務につきましても同じように、施設における、あるいは事業における運営基準の一つの論点として今後御議論いただくことを想定いたしております。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

よろしいですね。

それでは、順番に行きます。まず、榊原委員どうぞ。

○榊原智子委員 今の駒崎さんの御意見に私は賛成です。特に質の向上といったときに、ここに消費税、国民全体の税が投入されるわけで、公開され、質がよくなったということをしちんと示していくことが大事であると思っています。

その際に、施設の評価基準をきちんと確立し、公開していくシステムを入れること。それから、事故の報告、分析、公開のシステムもきちんと入れていくこと、そこら辺は必要だろうと考えています。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

事故に係ることを含めたさまざまな自己評価、その他の情報の公開というのは議論されると思います。

それでは、清原委員お願いします。

○清原慶子委員 ありがとうございます。三鷹市長の清原です。

3点質問させていただきます。

1点目は、私たちが基準を考えていくときに「時間軸」をどう置くかということです。現行の幼稚園、保育園、認定こども園を新たな制度にかなったものとして円滑に移行していくという観点と、今度、市町村が条例を制定して、従うべき基準及び国の参酌基準を参照しながら新たに認定していく、新たに組み込んでいくということと基準を分けるのかどうかです。既存のものが円滑に機能を果たせるように考えていくときの、いわば「柔軟な現実的基準」と、それから、やはり「量」だけではなくて「質」をきちんと担保するために「新たに認定するときの基準」と二元化するのかどうか。時間軸でどう分けるのか、あるいは過渡的なものとして、本当に時間を区切って示し、あとのものについては質を担保する一定のものとしていくかという「時間軸」との兼ね合いです。

2点目は、東京都の認証保育所ですとか、横浜市の取組ですとか、いわゆる都市部において多様な担い手によって待機児の問題が解消されてきた経過があります。そのような場合と、児童数が減少して保育園や幼稚園、認定こども園の経営が困難なところ、これは非常に地域的な特性によると思いますし、そのあたりは市町村が条例で柔軟に検討できるということになっておりますけれども、そうした「地域の実情に応じた子ども・子育て支援」を「多様な担い手」と公平・平等にしていくときに、「地域要件」ということでくくられてはいるのですが、この際、本当に「従うべき基準」と、あるいは柔軟に「地域で対応していくもの」との間の仕分けを一定程度、この基準の検討でしておく必要があると思いますが、その点についてです。

3点目、最後でございますけれども、私は「量」の確保も重要ですが、「質」の確保といったときに、やはり何よりも施設の責任者及び保育士あるいは幼稚園教諭、こども園の教育・保育の資格を持った「人材の育成」、また、その「能力の向上に対する取組」が重要だと思います。人材養成につきましては、今回、この会議では文部科学省も幼児教育、初等中等教育の観点から御出席いただいているわけですが、いわば高等教育局の観点になるかもしれませんけれども、「人材の質」についての取組について、どのように基準として定めていくかということについても確認させていただければありがたいと思います。これは養成のみならず、潜在的に活躍できるのに、長く現場にいなかったのも、改めて活躍したい人の「研修」あるいは「資格認定」も含めて、どのように基準を定めていくか、方向性について教えていただければと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、この際、まとめて聞きましょうか。

どうぞ、お願いいたします。

○古渡一秀委員 全国認定こども園協会副代表の古渡です。

今回、協会として3点ほど感じています。

まず1つは、新幼保連携型認定こども園という観点で考えますと「新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について」の5ページなのですけれども、例えば【全国一律の基準（従うべき基準）】という中に併設型並びに接続型とあると思うのですが、これは多分、今後、一つの法律で新幼保連携型認定こども園という発想だと考えますと、もしかすると一本化していく必要があるのではないかというのは一つ考えています。

2点目なのですけれども、これは現場で今まで感じていることなのですが、先ほど清原市長のほうからありましたように、時間軸でどう考えるのかという観点があります。例えば時間軸と職員配置という観点で考えますと、現行の国の基準でいいますと、35人学級で基本的には幼稚園の在籍の子と保育所在籍の子がその中に入ります。ところが実際のところ、4時間以上並びに8時間程度、保育室で保育をしていくわけですので、そう考えますと、35人という時間軸と広さという観点で考えましても、かなりきつい状態だと考え

ています。

あと、先ほどの時間軸という観点で考えますと、基本的には多分8時間という一つの時間軸の中で職員構成を考えているのだと思うのですが、実際のところは13時間ほど保育所機能として保育室を使用します。そう考えますと、非常に職員配置の人数と基本的には、そこはきめ細やかな仕組みがやはり必要なのではないかなということが出てくるのではないかと思います。

もう一つは、逆に現場的な発想ですけれども、現在の基準で考えましても、幼保連携型認定こども園の場合は、この赤枠の幼稚園と保育所の両方の枠を丁寧に機能として使い、ミックスさせていると思います。そういう観点で考えますと、先ほど清原市長のほうからもお話がありましたように、機能という観点の文言がかなり必要になってくるのではないかなというのは一つ、見直しの的に感じました。

そういう意味では、時間軸で考えること、子どもの保育の質という観点で考えることとか、多分そういう大事な、子どもたちのための仕組みというものをもう少し、より具体的な検討課題に上がっていく必要があると考えています。

最後に「地域型保育事業の認可基準について」の7ページですけれども「3. その他の留意事項」ということで「3歳未満児を対象とする地域型保育事業については、3歳以上児の学校教育・保育を行う教育・保育施設との連携（バックアップ施設）を確保することとされており」とありますが、これは多分、新幼保連携型認定こども園の中の機能という観点で、位置づけが必要な場面が出てくるのではないかと考えています。

そういう意味では、この市町村事業の中に、バックアップ機能というのですか、それを確立していくネットワーク機能と言ったほうがよろしいでしょうか、そういうものが必要になってくるのではないかと思いますので、そういう観点においても皆さんと論点を絞っていただければと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、また順番に行きます。まず、山口委員からどうぞ。

○山口洋委員 厚生労働省に確認させていただきたいのですが、居宅訪問型保育の場合、例えば事業者自身が訪問者であれば問題はないのでしょうかけれども、労働基準法上、6時間を超えて労働する場合は、1時間は休憩を与えないといけないという規定があると思いますが、居宅訪問型の場合、例えば6時間を超えて訪問して保育する場合、これは1人でいくとどこかで休憩を1時間は挟まないといけないというふうになります。そのときに子どもから離れて休憩するのは現実的ではないと思うのですが、この場合、どういうつくり込みになるのか、そういうことをどう想定されているのかというのを伺いたしたいと思います。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それと、鈴木委員ですか。

○鈴木道子委員 NPO法人家庭的保育全国連絡協議会の鈴木でございます。

先ほど、保育課長さんから地域型保育事業について御説明がありまして、その中の6ページなのですが「②検討に当たって考えられる主な視点」として、規模が小さい点についてどう考えるかというところなのですが、規模が小さくても、今、待機児童数が非常にふえていて、小規模保育ですとか家庭的保育に入ってくるお子さんが多いわけです。認可保育園など、希望する保育園に入ることができなかったということで私たちのほうに入りますから、どこの子どもがどの保育施設で保育を受けるようになって、同一の保育の質が最低限保障されていることが大事だと思います。ですから、小規模保育であれ、家庭的保育であれ、あるいは家庭的保育はなり手が少ないからということで、現行の家庭的保育の基準を下げることはないようお願いしたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

ほかに御質問ございますか。

それでは、お願いいたします。

○菅家功委員 確認と質問を簡潔にさせていただきたいと思います。

確認は、資料6の1ページに「1. 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の枠組み」というところがございまして、3つ目の○です。昨年3月の少子化社会対策会議決定ということで考え方が書いてあるわけですがけれども、これらの考え方について、現状においても生きているのかどうか。つまり、これからの議論の前提として、このことを置いていいのかどうかということについて確認させていただきたいと思います。特に職員配置基準の引上げ等を検討する等々が書かれているわけでありまして、このことを前提にこれから議論してよいかどうかということだけ確認させていただきたいと思います。

それから、質問でありますけれども、いずれにいたしましても、「幼稚園・保育所等の経営実態調査」について、今、集計中ということでお聞きしましたが、この実態調査が極めて重要だと考えておりまして、この結果がいつ我々の前に提示していただけるのかということと、この経営実態調査において明らかになる点について教えていただきたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 わかりました。

ほかに質問ということではいかがですか。

それでは、秋田委員お願いします。

○秋田喜代美委員 細かなことですが、2点教えていただきたいと思います。

保育の質を確保すると同時に、一番大事なことは子どもの命をいざというときに守るために、やはり保育に携わる人は、どの施設であったとしても、今後震災が起こって親とばらばらになったときに、園が子どもを守るということが求められています。そうしますと、子どもの基準を見ますと、幼稚園の場合には耐火基準やそうした防火に関して全国一律の

基準になっておりますが、保育所は従うべき基準です。また今後、小規模の保育において防火をどう考えるかというところの防火基準の問題が出ておりますけれども、これが具体的にどのように違っているのでしょうか。今後子どもの命を守る場所だけは、最低限のところは全ての施設で同じ基準でつくるべきところと、あと、市町村が参酌すべきところというのが出てくるべきだと思いますので、今回、私も詳細はわかっておりませんので、一度整理をしていただきまして、やはり最低限、園の施設形態は違っても、命を守るための基準というところは一つお示しをいただくことが必要ではないかと考えております。

2点目は、保育の量的拡大と同時に質を向上させるときに鍵になるのが職員でございます。今も職員配置の問題が出ていましたが、現在、幼稚園教諭、保育教諭、保育士、家庭的保育者に関して、それぞれの研修という言葉が使われていますけれども、その基準やあり方が非常に市町村に委ねられてばらばらになっております。今後、どの子どもたちにも同じように良質な保育を提供していくためには、やはり専門家の基準をどのように体系立てて考えていくのかという枠組みとともに、統一した議論がなされていくことが必要ではないかと考えております。そのあたりにつきましては、本日でなくて結構なのですが、今後ぜひ情報を提供いただけたらと考えております。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

あと、とりあえずのところではよろしいですか。

そうしましたら、関係の事務方の方々にそれぞれお答えいただきます。要望、確認、質問、いろいろありましたので、適宜よろしくお願いします。

それでは、どなたからでも。

文科省のほうからお願いします。

○蝦名喜之幼児教育課長 御意見・御質問をたくさんいただきまして、十分整理し切れてございませんので、次回にまた改めてという部分もあるかもしれません。

基準のありようとして、現在、既に運営がされているところに移行していくという状況と、それから、全く新しく参入してくるところに求める基準、どのように考えるのかということですが、私自身十分理解できているかわかりませんが、今日資料を御用意させていただいた前提としては、やはり新しい幼保連携型認定こども園に何を求めるかということをも十分御議論いただいた上で、その上で既存の施設については、これまでの運営実態に照らして、どこまでの軽減策を求めるかということも御検討いただくことなのかなと考えてございます。恐らく、現在の幼保連携型認定こども園の基準もそういった発想でできているのかなとも思いますので、ぜひ、そのようなことで私どものほうでは考えてございますので、御議論いただきたく思います。

あと、さまざまに職員の質の問題等々についても御指摘を頂戴したところでございます。高等教育の面でも高い質の人材の育成をどう考えていくのかということも、なかなか明確にお答えすることが難しいと思いますけれども、少なくともこれまでも、例えば幼稚園教

論の免許状の取得に際して求めるものというのは、その時々幼児教育に必要なものと相照らして、その内容を決めてきたということもございましょうし、今後、これからまさに新しい幼保連携型についても御議論いただきますが、全体として質の向上も図るという中で、そこに携わる人材の質、それをどう養成していくかということについても適切に議論していく必要があるのかなと思っております。

新幼保連携型については、説明資料の中に併設型と接続型というふうにもいろいろと書いてございますけれども、基本的には新幼保連携型認定こども園の施設の特性といいますか、それがどういうものであるかということは今回、法律上明確に一本の施設として規定してございますので、基本的にはそういった性格を前提にした基準ということになるのだろうと考えています。

それから、経営実態調査についてのお尋ねもございました。すみません、資料6の中で説明をはしりましたけれども、10ページに現在集計してございます経営実態調査の概要を参考としておつけしてございます。

具体的にどういうことをやっているかといいますと、全体の3分の1に相当する幼稚園、保育所、中には認定こども園になっているものも含まれてございますが、これにつきまして、本年2月におきます活動、経営、運営の状況を中心に、調査票に基づいて記入いただいて、調査票を返していただいて、それを集計しているところでございます。

まず、一番上の「調査の概要」をご覧くださいければと思いますが、この2行目にございますように、現行制度の幼稚園、保育所、認定こども園の経営実態や施設・設備の状況等について調査を行っています。今後、公定価格の議論も出てまいりますけれども、その際にどういった活動がどれだけのコストをかけて、現在、各園で行われているのかといったことで、それはどういうコストといった場合には、例えばどれだけの人員配置があつて、給与水準は平均的にどれだけのなのかといったことも、この調査を通じて分析できたらと考えています。

そうした経営実態に加えまして、施設・設備、この設置基準の議論に関連するものとしては一番下の○に幾つか挙げてございますが、職種ごとの職員の配置状況でありますとか、園舎や保育室等の状況、幼保で取扱いが違っている運動場の設置の状況でありますとか、調理施設の状況、あるいは耐火基準なども含めた建築基準法等のさまざまな施設の要件への適合の状況について、幅広く調査を行っています。

幅広く調査を行っておりますということでございますので、この分析にはやはりかなり時間を要しているところでございます。各園から回答が3月中にはほとんど返ってきてございますけれども、まだお返事のないところもございまして、あるいは調査内容について疑義がある部分、これは回答の内容について勘違いされているのではないかという疑義のある部分もございまして、そうしたところには丁寧に応答をやりながら、適切な回答として集計ができるようにという作業もあわせて行ってございますので、しばらくここは時間を要することになろうかと思っております。

いずれにしても、今年度中に多くの事柄について議論を尽くしていただければと考えてございますので、とにかくできるだけ早く分析と集計、そして、この議論に資するような形で御提示できるように急ぎたいと考えてございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、お願いいたします。

○橋本泰宏保育課長 先ほど清原委員のほうから、地域の実情を十分踏まえた基準にすべきという御意見をいただきました。先ほどおっしゃっていただきましたように、さまざまな地方単独事業の中で、今、行われている実態というものがございます。こういったものの中から、地域型保育給付の対象になる事業のほうに移行することを希望する場合もありますし、また、施設型給付なり委託費なりの対象になる施設のほうに移行するということを希望する場合もあろうかと思えます。

そういったさまざまな移行を支援する予算的な枠組みとしましては、さきに発表いたしました待機児童解消加速化プランというものもございますけれども、そういったものを活用いただく一方、今後の小規模保育等のさまざまな施設基準等を御議論いただく際には、都市部のそういった地方単独事業からの移行という側面ですとか、あるいは現在の過疎地域におけるへき地保育所を初めとした、そういった子どもの数が減少している地域の中での実情を踏まえた御議論を生かしていただいて、この基準の議論に反映させていただければというふうに私どもとしても考えているところでございます。

あと、山口委員のほうから居宅訪問型保育の考え方につきましての御質問をいただきました。私、必ずしも居宅訪問型、いわゆるベビーシッタータイプの事業につきましての実情を詳しく存じ上げているわけではございませんけれども、先ほどお話がございましたように、労働基準法規との関係での点ということは今後、十分に考慮しながら御議論いただく必要があるだろうと思っております。

恐らくは、現時点で行われているベビーシッター形態のサービスの中に、長時間ずっと張りついているという形のサービスが余り多く見られないのではないかとはいえますけれども、今後、地域型保育給付として位置づけられて、これが普及していくということを考慮しましたときに、そういった労働法規との関係も意識した基準の中身の議論を今後いただければと思っているところであります。

それから、秋田委員のほうから防火基準、耐火基準等につきましてのお話をいただきました。また改めて資料については工夫して用意させていただきたいと思いますが、本日の資料の中では資料6の最後の14ページのところに、簡略ではございますけれども、今、ここに出てございます。

この中でいいますと、園舎につきまして、幼稚園の場合には2階建て以下。それから、保育室・遊戯室・便所は1階に設置で、園舎が耐火建築物で退避施設を備える場合、2階に設置可となっております。また、保育所の場合には保育室等の3階以上の設置が可能となっております。それから、居室を2階以上に置く場合には、建築基準関係法令の上乗せの耐

火・防災の基準がございます。例えば避難階段ですとか、こういった点が細かく定めがなされておりまして、建築基準法に対する上乘せという形で、避難弱者ということを考慮した基準が省令の中で定められております。こういった点の、どこの部分がどういうふうに違うのか。また、詳細の資料につきましては追って整理させていただければと思います。

最後に、秋田委員のほうからいただきました研修ということにつきまして、大変重要な論点だと思っております。なかなか、さまざまな研修機会があるように見えて、これが体系化されていないという指摘もございますし、また今後、この部会等におきまして公定価格の御議論をいただく際におきましても、やはり、その中で職員の処遇、また、その処遇をより長期間、働きがいを持って働けるような処遇の環境ということをあわせて御議論いただくべきとも思っております。そういった中で研修につきましてもできるだけ体系化を図っていくような方向での御議論をいただければと思っております。

○無藤隆部会長 まだ御質問のほう、いろいろあろうと思えますけれども、時間の関係で、次の機会に。

○渡邊廣吉委員 意見でもいいですか。意見は聞かないのですか。

○無藤隆部会長 でも、ぜひということであれば、どうぞ。

○渡邊廣吉委員 それでは、意見だけ二、三点申し上げます。

今ほど、新たな幼保連携型認定こども園の認可基準について説明等があったわけでありましてけれども、基本的には1ページ目の「1. 新たな幼保連携型認定こども園の認可基準の枠組み」の3つ目の○に、新たな基準については現行の幼保連携型認定こども園の基準を基礎とすべきだという書き込みがありますが、私もやはり基本的には今までの認定こども園の認可基準を基本として考えていくべきではないかなと考えます。

また、職員の配置基準、これは学級編制基準の引き上げ等ということで、幼稚園、保育園の現行の基準の改変をやっていくことになるわけでありまして、これについても現場の実態に即した基準として、やはりきちんと考えていくべきではないか。先ほど幼稚園と保育園の認可基準の比較がありましたが、例えば、4～5歳児について、現行法では幼稚園は35人以下となっておりますけれども、保育所は30人となっているわけです。また、全国各地の幼稚園、保育園、特に幼稚園は、35人以下といっても私どもの地域では現場の職員からの要望で30人くらいになっているのが実態なのです。やはり、そういうことも視野に入れて、柔軟な基準として対応すべきではないのかなと考えます。

2つ目は、幼稚園、保育園、認定こども園からの移行の話も先ほどありましたけれども、これを円滑に移行するためには、現行の幼保連携型認定こども園の基準の特例を下回らない特例を設けるべきではないかという書き込みがありましたが、私はこれは大いに尊重しながら検討していくべきではないかなと思っております。これは公契約や公定価格との関係もあるのですけれども、やはりその辺も含めながら、ある程度、現行の幼保連携型認定こども園の基準の特例を考えながら配慮していくべきではないか。

3点目で、地域型保育事業の認可基準でありますけれども、できる限り現行の基準を踏襲する

とともに、私ども町村サイドではそれぞれの町村の実態が、人口規模も含めて、非常に複雑な環境下に置かれているのです。そういう中に、従うべき基準とか参酌基準とかも大事なのですけれども、これを全国一律に決めてしまうとなかなかやりづらい面もある。それはいわゆる待機児童の解消等も先ほど来、意見があるのですが、それらも含めて解消していくためにも、地域の実情に配慮した柔軟な基準としていくことが必要でないのか。

特に、この小規模保育や家庭的保育の関係については、市町村が認可基準を条例で定めていくという書き込みもあるわけでありますが、そうなった場合、特に市町村がやりやすいといいますか、自分たちのエリアの中で運用しやすいような基準づくりといいますか、そういうものもこの認可基準のルールに基づいて配慮されておれば非常にその地域の実態としても運用しやすくなるのではないかなと考えます。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、ありますか。次の議題が、もう時間がなくなってきましたので、簡潔にお願いしたい。それから、先ほど申し上げたように、意見そのものは次回以降にお聞きできますので、質問を中心をお願いしたいと思います。よろしいですか。

宮下委員、北條委員の順番で。

○宮下ちづ子委員 私は今、幼稚園の現場におりますけれども、子どもの遊びを見ておきますと、保育室での遊びが屋外の遊びがつながっているということが日常生活の中でたくさんあります。子ども達が安心して主体的に遊びを進めるために、園庭や運動場はやはり保育室に隣接していることがとても大事なことだと思います。そういう意味で、これから設置基準を考えますときに、運動場の配置基準や配置状況など、十分配慮して定めていただきたいと思っています。

以上です。

○無藤隆部会長 北條委員、お願いします。

○北條泰雅委員 幼保連携型認定こども園の新しい仕組みというのは大変大きな問題があると考えております。よりよいものになるということが確かであれば喜んで賛成するのですけれども、どうも、率直に申しまして、疑問であります。

というのは、新しい幼保連携型認定こども園は、幼稚園でもない、保育園でもない、第3の施設となります。そうしますと、従来の二元体制が完全に三元化されるわけでありませう。より複雑な仕組みになってしまう。

また、既存の施設からの移行を考える場合に、保育所については当分の間、幼保連携型には移行しないという施設型給付の、米印がついていますね。ああいうことですから、民間保育所からは幼保連携型には移行しないと考えます。そうすると、私立幼稚園から移行するということが中心になるわけでありませう。

その際の大問題は、現在、学校教育法第1条に規定されている私立幼稚園がその法的地位を失うことです。これは現在の私立幼稚園にとっては大問題でありまして、その法的地

位を捨てて新しい幼保連携型認定こども園に移るようなところはほとんど出てこないと思います。逆に現在、幼保連携型認定こども園になっているところが新しい仕組みになるのなら、幼稚園と保育所の認可に戻してくれという動きが続出すると考えております。この問題は慎重に取り扱っていただきたいと思います。

一方、地域型保育事業について4項目挙げられております。この4項目を充実させるということは国民の期待が大きいところだと思います。これはしっかりやっていかなければいけないと思いますので、こちらを先にやるべきだと思います。

認定こども園のほうは、現行の認定こども園法というものが既にあるわけですから、これを上手に運用していけば国民にとって迷惑を及ぼすことはないわけですから、慎重な取扱いをぜひお願いしたいと思います。

1つだけ質問なのですが、資料7の1ページにある2つ目の○の「基本制度」というものが何のことだかわからなかったのですが「基本制度」というのは何なのでしょうか。

○無藤隆部会長 今回の最後の質問は事務方にお答えいただきますが、あとは荒木委員で終わりにしたいと思いますので、お願いします。

○荒木尚子委員 意見を言わせていただきます。

先ほど渡邊委員もおっしゃっていらっしゃいましたが、資料6の1ページにあるように、既存施設からの移行の場合、基準の特例を下回らないことが質を確保する意味では大切なと思います。

それから、新たな幼保連携型認定こども園の基準のところでは「幼児期の学校教育・保育の質を確保し、向上させるものとする」という、この文言が大変重要だと思いますので、質を十分確保していただきたいと思います。

教員・職員の身分保障、それから、研修ということをしっかりしていかないと、質の確保、質の向上にはつながらないと思います。現在の幼稚園教諭は免許更新制度などを受けておりますけれども、そのようにしっかりと研修を進めていくことを確保していただきたいと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 それでは、北條委員の最後の質問の「基本制度」という用語ですね。お願いします。

○橋本泰宏保育課長 ここで略して「基本制度」というふうに書いておりますのは、昨年3月2日に少子化社会対策会議決定といたしまして、「子ども・子育て新システムの基本制度」というものを定めております。これを指しているものでございます。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、次の議題に入ります。「(4) 公定価格・利用者負担について」「(5) 地域子ども・子育て支援事業について」でございます。事務局より資料の説明をお願いいたします。

○蝦名喜之幼児教育課長 資料8をご覧くださいければと思います。公定価格・利用者負担についての資料をまず御説明できたらと思います。

幾つかの資料から構成されてございますが、2ページをおめくりいただきまして、まず新制度におきます公定価格や利用者負担についての基本的な構造を3ページ以降で御説明しております。

3ページでは、この新制度におきましては、認定こども園、幼稚園、保育所を通じて共通の給付である「施設型給付」、それから、小規模保育等に対する「地域型保育給付」という給付の仕組みを創設し、市町村の確認を得た施設や事業の利用に当たって、財政支援を行っていくということになってございます。

この基本構造ですけれども、2つ目の○ですが「内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額」。これは下の「【イメージ】」というところで見いただきますと、黄色い部分とオレンジ色の部分を足し合わせた額が、内閣総理大臣が定める基準により算定される費用の額になります。このトータルが公定価格というところがございます。それから「政令で定める額を限度として市町村が定める額」。この図でいきますとオレンジ色の部分ですが、これを控除した額が施設型給付費、地域型保育給付費になります。

下に計算式がありますが、こういったことで、このうち公定価格については、トータルコストの部分ですけれども、黄色とオレンジを合わせた部分、1人当たりということになるかと思いますが、どれだけのコストでもって受け入れて運営していただくかということでもありますけれども、これにつきましては当部会における議論、その際には経営実態調査を行っている先ほど申しましたが、ここでどれぐらいのコストで運営されているのかといった実態などを踏まえて、これを設定していく必要がございます。

これにまつわるさまざまな仕組みの詳細等につきまして、その次のページ以降にございますが、4ページの「2. 公定価格」というところで、公定価格については今回、子どもに対して保育の必要性の認定を行っております。

一番下に「【参考】」として点線で囲ってありますが、認定の区分として、これは法律の条文を引用しておりますが、1号認定、2号認定、3号認定というふうに便宜上呼んでございますが、この法律の条文の1号には、満3歳以上の学校教育のみの就学前の子どもについて規定してございます。第2号には、満3歳以上の保育の必要性があると認定を受けた就学前の子ども。3号というのは、満3歳未満で保育の必要性の認定を受けた就学前の子どもということで、こういった認定区分に従った認定を市町村に行っていただくということでございます。

この認定区分、個々人にとって保育が必要だとすればどれだけ必要なのかという区分、それから、施設が所在する地域などを勘案して、算定される教育や保育、あるいは地域型保育に通常要する費用の額を勘案して内閣総理大臣が定める基準により算定した費用の額が公定価格であるということでございます。

したがって、3ページで御説明した黄色とオレンジを足した部分というのは、単純化し

ておりますが、こういった認定の区分であるかの別、それから、保育の必要量がどれだけであるのか、あるいは施設の所在する地域などがどうであるかということによって、それぞれ大きさが変わってくることになるわけでございます。

この公定価格を設定するための手続としては、最終的には内閣総理大臣がこの基準を定めるわけでありますが、その際には子ども・子育て会議の意見を聞くということになってございます。

「(3) 給付費等の種類と基本的な考え方」ですけれども、給付費等の種類については、教育・保育を提供する施設や事業の類型、あるいは認定区分に応じて、次のように設定していくことが法律の段階では決まっております。

まず、5 ページ目に施設型給付費、特例施設型給付費、地域型保育給付費、特例地域型保育給付費とありますが、大きくは施設型給付費と地域型保育給付費、それぞれ原則と特例的な取扱いがありますので、特例の給付費がそれぞれくっついてございます。

施設型給付費というものは、特定の教育・保育施設、認定こども園、幼稚園、保育所を利用する1号認定の子ども、2号認定の子ども、3号認定の子ども、それぞれに対応したものとして設けるということでございます。

認定こども園については、保育が必要な子ども、あるいは3歳以上、3歳未満、いずれも受け入れることが可能ですので、それぞれの、先ほどの1号から3号までで申しますれば、全ての認定区分に該当する子どもに対する給付費をお出しすることを前提に、それを設定してまいります。

2つ目に、幼稚園を利用する子どもについては、3歳以上の教育が必要という子どもに対する、先ほどのケースでいくと、1号認定の子どもに対する給付費をお出ししていくということ。

保育所については、先ほどの保育が必要な3歳未満、3歳以上の子どもに対する給付費をお出ししていくことになるということでございます。

一方、特例施設型給付費につきましては、緊急時の償還払いや地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に、先ほどのような区分の原則に対する特例として給付費をお出しするということでございます。

3つほど例示をしておりますけれども、先ほどの施設型給付費の原則に対する特例的なケースでございます。

3番目の地域型保育給付費につきましては、3歳未満の保育が必要な子どもに対応するものとして、3号認定を受けた子どもに対してお出しされる給付費となっております。

一方、その特例として、4番目に書いてございます特例地域型保育給付費につきましては、これも緊急時の取扱い、あるいは地域に認定区分に対応する施設がない場合など、市町村が必要と認める場合に、特例的に地域型保育給付費として、下のようなケースについて出されることが考えられるものということでございます。

その上で、保育が必要な子どもである2号認定を受けた子ども、あるいは3号認定を受

けた子どもについては「保育の必要量」について、長時間、短時間の2区分を設けて、これに対応する公定価格を設定することが必要であるということでございます。保育の必要量のイメージとしては、この枠囲いの中にあるとおりでございます。

この公定価格については、最終的には内閣総理大臣が基準を定めて算定するということでございますが、その基本的考え方として、先ほど御指摘のあった「基本制度」というのは昨年3月に少子化社会対策会議決定をされた基本制度でございますが、この中ではどういった記述があったかということをご参考として掲げてございます。

価格の設定については、質の確保・向上が図られた学校教育・保育を提供するために必要な水準として、人員配置基準や設備環境をもとに、人件費、事業費、管理費等に相当する費用を算定するのである。その施設を運営するための必要な、それも質が確保・向上された内容を含んだコストとして算定するということでございます。

その中で人件費相当分については、職員の配置基準や施設の開所時間を踏まえて単価設定を行うということですが、子どもの過ごす時間と職員が勤務する時間は実際には違っております。例えば幼稚園でありますれば4時間が標準ですが、職員は8時間勤務をしておりますので、認定時間数に対応する価格設定、例えば4時間とか何時間ということではなくて、必要な職員の配置を考慮した単価設定を行い、実際の運営にたえるものとして設定する。

それから、子どもの年齢・人数に応じた給付を基本としつつ、施設の規模による経費構造の違いでありますとか、地域別の人件費などの違いを考慮して、定員規模別、地域別の単価設定を行うべきということが言われてございます。

また、施設の減価償却費の一定割合に相当する費用等についても、この公定価格の中で算定するということ。

支払い方法としては、毎月の給付ということはこの「基本制度」の中ではうたっているところでございます。

以上の公定価格から利用者負担額、これは政令で限度基準を定めることになってございますが、それを引いた部分が給付費として各施設が保護者にかわって代理受領することになってございますが、8ページに利用者負担についての説明資料をつけさせていただいております。

利用者負担の額については「政令で定める額」を限度として、保護者の世帯の所得の状況その他の事情を勘案して市町村が最終的には額を定めることになってございます。

これにつきましては、基本的な考え方として昨年3月の「基本制度」、少子化社会対策会議決定の中では、応能負担を基本としてこうした額を定めることに加えまして、以下のような内容を指摘しているということでございます。

1つ目には、所得階層区分ごと、応益・応能負担でということ。それから、保育の必要性の認定の有無、必要性の認定時間の長短の区分ごとの定額の負担として設定するということ。

その上で、保育の必要性の認定を受けた子どもの場合と、認定を受けない子どもの場合について、この「基本制度」で触れられている内容について整理してございます。

保育の必要性の認定を受けた子どもについては、現行の保育制度の利用者負担の水準を基本に、所得階層区分ごとに、認定時間の長短の区分ごとにその負担額を設定するということ。それから、一定の所得階層以上については一律の負担を求めるという現在の取扱いを参照するということ。所得階層区分については市町村民税額をもとに行うといったことが示されているところでございます。

保育の必要性の認定を受けない子どもについては、現行の幼稚園制度の利用者負担の水準を基本として設定を行う。一定の要件のもとで上乘せ徴収を認めるということ。その上で、保育を必要とする子どもであるところの、長時間利用の子どもの利用者負担の考え方との関係については、これを引き続き整合性を考慮して整理を行うこととなっています。

8ページから10ページぐらいまで、現在、幼稚園については、後ほど出てまいります幼稚園就園奨励事業費ということが全国の自治体で行われていますが、それを考慮した場合の全国的な平均額に対する、負担軽減後の標準的な保育料はこの程度ではないかということとを左側に整理し、右側は今後、この内容を定めていただくわけですが、その場合には、保育が必要な2号認定子どもの利用者負担との整合性を考慮して、これを設定するというところで、このような図を整理してございます。

9ページ目は、2号認定を受けた、3歳以上の保育が必要な子どもについて、最終的にはここに数字をきちんと埋められるようにしていく必要がある。

10ページ目は、3号認定の子どもについて、3歳未満の保育が必要な子どもについても、こうした所得階層区分ごとの利用者負担の限度額を国が定める必要があるということです。

11ページをご覧いただければと思いますが、この給付に関して法律で検討事項が盛り込まれていますし、国会でも附帯決議がされています。

法律の中では、附則に検討事項ということで1項設けられまして、その中では、質の高い教育・保育を推進するということから、処遇の改善に資する施策の在り方、それから、保育士資格を有する者で、現在、保育に関する業務に従事していない者の就業の促進、それから、人材確保のための方策について検討を加えて、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講じなさいということとなっています。

また、附帯決議が特に参議院で多く付されてございますが、参議院は真ん中以下でございますが、1つ目にありますように、施設型給付等については、幼保間の公平性、整合性の確保を図るということ。それから、受け入れる子どもの数にかかわらず、固定的な経費というものは施設の受入人数の大小を問わず、基本的には余り変わらないだろうということもあるので、定員規模や地域の状況など、施設の置かれている状況を反映できるような単価設定にすべしということが言われてございます。

また、上から3つ目のポツとしては、この給付の単価の設定については、職員配置等の見直しや待遇改善等、あるいは幼稚園・小規模保育の0～2歳保育への、認定こども園化

などによる参入促進など、幼児教育・保育の質の改善を十分考慮して、幼稚園、保育所からの幼保連携型認定こども園への移行が進むように、特段の配慮を行うべしといったこと。

あるいは上から4つ目は、短時間保育の認定を受けた子どもを受け入れる場合であっても、施設が安定的、継続的に運営できるような特段の配慮を行うべしということ。

最後は、保護者負担について応能負担とするということで、具体的な水準の設定に当たっては、現行の幼稚園と保育所の利用者負担の水準をもとに、ただ、両者の整合性の確保に十分配慮したものとなるようにすべしということが言われてございます。

その次の12ページ以降は、具体的な財政支援が現在どうなっているかということについて説明したものでございます。

13ページをお開きいただきますと「幼稚園、保育所に対する財政支援の流れ」で、特に私立の幼稚園、私立の保育所について整理してございます。

幼稚園の場合には、ここにありますように、私学助成と幼稚園就園奨励費という2つの形で公費が、幼稚園にまつわる公費として出されているところでございます。民間保育所につきましては、保育所運営費の負担金がこういった形で出されているところでございます。

それぞれ、幼稚園に対するお金の出方、保育所に対するお金の出方については15ページ以降に資料として整理してございます。時間等の関係もございますので、大ぐくりに説明できればと思います。

16ページから、私学助成がどんな形で行われているのかということでございます。

私学助成は、建学の精神に基づき運営される私立学校に対して、その自主性を尊重しながら助成を行うということで、国・都道府県によって行われておりますが、基本的には都道府県の判断により、どのような補助を行うか、その事業の実施内容や方法について、都道府県がイニシアチブを持って私学助成を行い、それに対して国がその一部を補助することになってございます。

実態を見ても、各地域の実情を踏まえて多様な内容・水準、あるいはやり方で行われています。そのやり方を細かくここで分類してございますが、単価を設定したり、あるいは一つのモデルを設定して、それが満たされるように補助をしたりといった、さまざまな方法が各県それぞれによって取り組まれてございます。

17ページをご覧いただければと思いますが、この私学助成については大きく一般補助と特別補助というふうに分かれてございます。

一般補助のほうは、基本的なまさにランニングコストを賄う趣旨でもって支出がされてございます。一方、特別補助については、各園の特徴的な取組に対して、その取組を助長する観点から行われているもので、預かり保育や子育て支援活動、あるいは特別支援教育、教育の質の向上を図るための取組を支援するといった、各園の取組に対応して補助が行われる部分とに大別されます。

18ページは、幼稚園就園奨励費補助。これは園に対する補助ではなくて、保護者に対す

る補助でございます。

市町村が保護者の所得状況に応じて経済的負担軽減のために各家庭・各保護者に対して補助する。保育料を支払う際に、その負担を軽減するために、所得階層区分に応じた補助事業を持ってございますが、それに対して国がその経費の一部を補助しております。補助率は3分の1以内ということです。

平均的には、私立の幼稚園の場合で見ますと、年間の保育料の平均は30万円強でございますが、それに対して、この真ん中のIからIVに掲げる所得階層区分に応じて、これぐらいの補助がなされているということでございます。これは国庫補助の基準でございます。

また、一番下でございますように、多子、第2子、第3子がいる場合の保育料の軽減ということも第1子のみの場合に比べてかなり手厚く行っており、全体的に19ページ、20ページに、どれぐらいの所得階層区分がどれぐらいの保育料を払うことにこの仕組みの上ではなっているのかということをお示ししてございます。

ここでのポイントは、保育料は所得階層区分にかかわらず基本的に一律でありますけれども、この補助を前提とすると、いわば所得階層区分に応じた保育料の支払いを実態としては各家庭で行っているということでございます。

続きまして、保育所運営費の場合につきまして、お願いします。

○橋本泰宏保育課長 それでは、保育所運営費のところから私のほうから簡単に申し上げたいと思います。

お聞きいただきました22ページでございますけれども「①費用構成」となっております。保育所運営費は、いろいろな費用の積み上げてつくられております。大きく見ますと、基本分というものと各種の、10種類の加算、この2つの大きな区分でできておまして、この基本分の中が人件費と管理費と事業費という区分になってございます。

この基本分につきましては、地域に応じた8区分、定員に応じた17区分、それから、年齢に応じました4区分、これがまず基本分としてございまして、それに乗っかる加算といったしまして左側でございますような、所在する地域によって、例えば寒い地域ですとか、あるいは灰が降るような地域ですとか、そういったところに即したさまさまの加算。それから、右側にあるような何らかの事業の実施などに応じました加算、こういった基本構造で保育所運営費がつけられているということでございます。

23ページのところにより細かなものが書いてございますが、省略いたします。そこに盛り込まれております人件費は、保育士の配置基準等に応じたものでございます。公費負担率は約6割となっております。これを国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1という形で負担しております。

少し飛ばしまして、30ページ以下、認定こども園のほうの事業費の関係の御説明でございます。

認定こども園のほうは、30ページのところがございますけれども、4つのタイプがございます。4つのタイプのうちの幼保連携型につきましては、現在、幼稚園のほうの私学助

成と保育所のほうの保育所運営費の組み合わせでファイナンスされているわけですが、幼稚園型につきましては、幼稚園機能の部分については幼稚園の私学助成の制度、保育所機能の部分につきましては「安心こども基金」のほうからの事業費の補助。

逆に保育所型のものにつきましては、保育所部分について保育所運営費から、幼稚園機能の部分につきましては「安心こども基金」のほうからの補助となっております。そして、地方裁量型につきましてはそれぞれの地方に応じた補助がなされておまして、それに対して地方財政措置がなされているという状況でございます。

その補助の概要につきましては31ページにございまして、こういった年齢区分に応じた補助がなされているところでございます。

簡単ですが、以上でございます。

○黒田秀郎少子化対策企画室長 それでは、資料9に基づきまして地域子ども・子育て支援事業について、ポイントのみ簡単に御説明申し上げます。

1 ページでございます。この①から⑬まで、計13事業が子ども・子育て支援法に法定されている地域子ども・子育て支援事業のメニューでございます。そのうち（新規）とあります①、それから、⑫、⑬、この3つが新たに法定されたもので、それ以外のものは既存の事業でございます。

これらの事業につきましては、現行法制上、児童福祉法、母子保健法、次世代育成支援法、児童手当法と、さまざまな法律に基づいて運営されておまして、それが自治体の皆様からは全体を俯瞰した行政がやりにくいという話が常に出る、そういう中身でございました。ですので、今回の仕組みの中では①から⑬までを法定し、それらの推進をしていく根拠の規定を子ども・子育て支援法というところにまとめて規定して、5年計画でお作りいただく自治体の計画の中に位置づけていただいて、計画的に推進していただきたい。それを内閣府が持つ子ども・子育て支援法で応援する、こんな仕組みを考えているところでございます。

また、この仕組みはよく、御両親とも働いている御家庭向けのメニューが多いですねという話と言われることが多いのですが、この13個の事業のうち①から⑧までは全ての御家庭向けという意味合いで、⑨、⑩、⑪、この3つが御両親とも働いている御家庭向け、⑫、⑬は、むしろ給付の補完をするような事業でございますので後ほど御説明申し上げますが、そんな全体の仕切りになっているということでございます。

2 ページ以降に条文を付しておりますので、後ほど御参照いただければと思います。法定されて列挙されている、子ども・子育て支援法にまとめて書いてあるということでございます。

5 ページをお開きください。「① 利用者支援」でございます。

これは法律の、国会審議の過程で追加された事業で、横浜市が先駆的に取り組んでいる保育コンシェルジュ、あるいはほかの自治体では子育て支援に関するコンシェルジュ、子育て支援コーディネーターとか、今、いろいろな名前と呼ばれていますけれども、要しま

すと、幼稚園、保育所、認定こども園、地域型のような小規模保育など、この仕組みの中に法定されている施設・事業、今回の13個の事業も中に含まれますが、こういった事業が希望する住民の方々に詳細な情報とともにお届けできて、親御さんがお子さんにふさわしいものを選ぶことをお手伝いしようという事業でございます。

そういったことで、新しく法定されましたので、この事業もしっかりと位置づけて、自治体の計画の中にもぜひ積極的に盛り込んでいただきたいということを考えております。

7ページで「② 地域子育て支援拠点事業」でございます。

この事業は就学前、主に0～2歳の親子が中心的なターゲットですけれども、子育て中の親子が相互に知り合って、交流して、人的なつながりをつくり、そこに相談の機能がついて、場合によっては人材養成の機能まで担っていただく、そういう場所でございます。場所によっては家庭教育支援のような取組も積極的に取り組んでいる、そういう0～2歳、就学前の子どもを支える重要な事業でございます。

この事業については、NPOの方々、保育所の先生方、幼稚園の先生方にも取り組んでいただいておりますし、多様なの方々により、その地域の親子がつながりをつくりながら、子育てする親の力を高めながら、そういう場所として期待もされておりますし、箇所数も順調に伸びておりますし、これをもう一息、拡充していきたいということでございます。

10ページで「③ 妊婦健康診査について」でございます。

この事業につきましても、補正予算による対応で14回という回数が先行的に全ての自治体で行っていただいている。それに法制度が追いついていこうという動きでこれまで発展を続けておる事業でございます。

母子保健法に位置づけがございますし、11ページが妊婦健診の実施基準でございますが、12ページに参りますと、その14回という回数が恒常的にできるようということで、平成25年度から今回の恒久財源を確保した事業として恒常化されるということが位置づけられているところでございます。

16ページに参りまして「④ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）」でございます。

これは生後4カ月までの乳児のいる全ての御家庭を訪問して、親子の様子、養育環境などの把握、それから、子育て支援に関する情報を提供していくということで、まさに赤ちゃんがいらっしゃる御家庭を地域は歓迎しているということをしっかりお伝えするための大切な事業でございます。

下の（4）にありますように、保健師、助産師、看護師、保育士などの専門職の方々による支援ということで展開されている自治体が多うございますし、中には児童委員の方などを非常に有効に活用され、それに専門家のバックアップをつけて、まさにその地域に赤ちゃんのいる御家庭をお迎えするということを有効に取り組んでいらっしゃる自治体もありだと承知しております。

18ページで「⑤ 養育支援訪問事業」でございます。

④が一時的な訪問だといいたしますと、その上でプラスアルファの養育支援が必要だと判断される御家庭に対しまして、プラスアルファの訪問による支援、それで養育環境の把握、相談支援、家事のサポート等々を行っていくという事業でございます。

20ページで「⑤-2 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」でございます。これは要保護児童などについて、要保護児童対策協議会を軸にしまして地域のサポートを強化していくという事業でございます。これも法律に位置づけられております。

25ページで「⑥ 子育て短期支援事業」。これは夜間あるいは休日等々のサポートが必要な場合に、児童養護施設等でお子さんをお預かりする事業でございます。

飛びまして、29ページで「⑦ ファミリー・サポート・センター事業」でございます。

これは地域の支え合い、ちょっと預かってほしい、あるいは送迎のところをお願いしたいという側の親御さんのニーズ、それから、それをサポートする用意があるよ、という地域の方々、それを組み合わせて、地域の支え合いを制度的に応援するための事業でございます。

このセンター主導で地域のつながりができるケースもございますし、むしろ先ほどご覧いただきました地域子育て支援拠点、あるいは母親学級等々でできた人的なつながりをベースに、後からこのセンター事業が追いついて、そこの人的なつながりを補強していく、下支えをするという形で御活用いただいている自治体もございますし、市だけではなく町村でもこの事業を非常に上手に活用されて、支え合いの場所をつくり、安定化させている自治体がおありだと承知しております。

概要は31ページにございます。

32ページで「⑧ 一時預かり事業」でございます。

ファミリー・サポート・センターが地域住民の支え合いだといいたしますと、この⑧の一時預かり事業は、保育所などの施設において一時的にお預かりする、あるいは地域子育て支援拠点のような場所でお預かりする事業でございます。いずれにしても、一時的なその都度利用の預かりの事業ということが制度の趣旨でございます。

35ページで「⑨ 延長保育事業」でございます。

これは、保育所の先生方は既に御案内のとおりでございますが、保育所の開所時間11時間を超えて保育を行う事業でございます。この事業につきましては、現在、国の分は事業主の拠出金から頂戴している事業で充てられているということでございます。長時間のニーズに対応する事業でございます。

38ページで「⑩ 病児・病後児保育事業」でございます。

これは、子ども発熱など急な病気になった場合、あるいは体調不良になった場合、体調不良から回復、その部分を応援するという事業でございます。実施箇所数等々のデータについては添えておりますとおりでございますが、この部分についてはどのように整備をこれから進めていくのかといった点等々、さまざま課題があるというふうに承知しております。

43ページで「⑪ 放課後児童クラブ」でございます。

これは、就学前は保育所が中心でございますが、小学校に入学しますと、その放課後の時間、御両親が働いている世帯など、放課後児童クラブでお預かりする事業でございます。まだ待機児童もいらっしゃる事業でもございますし、一定数の整備を進めていかなければいけないという事業でございます。

また、放課後児童クラブにつきましては、冒頭の資料4の説明の中にもございましたが、質を担保するための基準づくりということが法定されておまして、この基準については児童福祉法に基づく基準ということですので、一義的には社会保障審議会のほうでの議論ということになってまいります。こちらの会議にも御報告したいと考えております。

駆け足ですが、以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

残念ながら、もう時間になりましたね。詳しい質疑・討議は次回以降に回させていただきますけれども、どうしても今の御説明について、今、質問・確認をしたい方がおられれば、1人、2人でもないですが、今、お手を挙げられた5名の方について、それでは尾崎委員から順にお願いします。

○尾崎正直委員 簡潔に申し上げます。

まず、地域子ども・子育て支援事業であります。これは非常に有用な事業でございます。ぜひ、必要な支援を各地に確実に行き届かせるように、財政支援も含めまして、こういうものが柔軟に適用されていくような制度設計を望みたいと思います。ぜひ、これをお願いいたします。

2点目であります。全体を通しての話であります。先ほど来、お話に出ていますけれども、子育てに必要な対応策というものは地域によって非常に多様であります。ぜひ、地域の実情に合った柔軟な対応ができるような、幅を持たせた制度設計をお願い申し上げたいと思います。

今回、例えば地域型保育給付、小規模な保育サービスなんかで面積基準を参酌基準にしていたりとか、随分柔軟な取扱いをしてきていただいております。公定価格、利用者負担なんかについても、特例地域型保育給付費について柔軟な取扱いをしていただいたりとか、この点は非常に評価させていただいておりますけれども、その他の点がないかという点、ぜひ実情に沿った対応をお願いします。

その中で申し上げなければならぬと思ったのは、この経営実態調査についてなのですが、多分、層化無作為抽出で統計をとられると一定の分布が出てくると思います。そういうことで考えておられるわけではないと思いますが、ぜひ平均値でもって議論をしないでいただきたい。ばらつきの部分というものを非常に大事にしていきたいと思います。1標準偏差を超えた、その上下の16%、16%の部分、もっと言いますと、2標準偏差を超えた上下の2%・2%の部分というものを大事にしたいと思います。

なぜ、そういうばらつきが生じたのか。その背後にはどういう事情があるのか。その事

情に沿って考えれば、どういう基準であるべきかということは出てくるのだらうと思うのですよ。ぜひ、この実態調査の処理の仕方のところを、今後の御検討の中でそういう形でやっていただければと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 それでは、橋原委員お願いします。

○橋原淳信委員 この資料8の9ページで「2号認定子どもの利用者負担の変更のイメージ」でございますが、現行の費用徴収水準が所得税の⑥、⑦、⑧のところが今度の新たなところにおきましては階層区分を、⑥として「市町村民税額を基に階層区分を設定」と記載されております。この市町村民税にした理由と、もう一点は、この⑥、⑦、⑧をなぜ一本にしたのか。この点、お聞かせを賜りたいと思っております。

もう一つは、私も詳しく、この税のことについては存じ上げておりませんが、市町村民税で実施した場合、各地方自治体の中に、この保育料、また、子どもの育ちに係る経費に格差が生じるのではないかと。そういう気がいたしておりますが、この点につきましてはいかがでしょうか。

それと、この市町村民税を確定するのはたしか6月ごろだったと記憶いたしておりますが、保育量を設定するのは4月と申しますと、その間に期間がずれておりますが、こういうところの取扱いにつきましてはいかがなものかと、御質問をさせていただきたいと存じます。

○無藤隆部会長 それでは、後でまとめてということ。

3番目は、佐藤委員お願いします。

○佐藤秀樹委員 意見については後日、また改めてということで、質問を3点ほど。

まず、資料8の5ページですが「【参考】保育の必要量」とありますが、その保育の必要量。長時間は「現行の11時間開所時間に相当」と書かれていますが、短時間については、この部会とかで論点として議論しないのかどうか。現行の保育制度でいくと、現行の運営費というのは1日8時間、月22日として計算しているのです。ですから、短時間というのはそれに相当するのかなとは理解はしたいと思っておりますが、その辺の短時間についてはここでは議論しないのかということで、これは利用料と密接に関係してくると思っております。

もう一つ、8ページの「(2)利用者負担の基本的な考え方」の「ii) 保育の必要性の認定を受けた子どもの場合」と「iii) 保育の必要性の認定を受けない子どもの場合」で、iii)の1つ目のところに「なお、一定の要件の下で上乗せ徴収を認める」と書いているのです。ということは、保育の必要性の認定を受けた子どもについては、この一定の要件のもとでの上乗せ徴収は認めないという理解でいいのかどうか。

それから、地域子ども・子育て支援事業のところで、先ほど利用者支援、新たなものが設けられたと言いましたが、事前にいろいろなワーキングの中では、子どもにしっかりと保育が届くためには子育て支援コーディネーターの配置を検討するとあったのですが、利用者支援はそこに当たるというふうに理解していいのかということ。

この3点を御質問したいと思います。

○無藤隆部会長 それも後で。

それでは、お願いします。

○溜川良次委員 全国認定こども園連絡協議会の溜川でございます。

まずは、部会に参加させていただきましたことを委員の皆様へ御礼を申し上げます。また、関係者に御礼を申し上げます。

時間がないので、次の2つに大分けします。

1つは、私ども、平成18年度の認定こども園法の施行以来、認定こども園をやっている仲間がおります。私もその一人ですが、これまでの間に実は数々の要望書なり提言書なりを政府等に提出してまいりました。それについて、時間がないので現在出されているものとのチェックをしておりますが、まず御参考までに委員各位には一読いただきたいと思っております、後ほど事務局のほうに提出させていただきますので、配付いただきたいと考えておりますが、その点についてが1点です。

第2点目は、具体的に質問項目がございますが、1つは施設の定員の構造です。1号、2号、3号の認定ということになります。一施設に注目した場合に、その1号、2号、3号の認定の受け入れの枠について、どのように考えていったらという問題がございます。これについてが1点、資料によりますと資料8の11ページに関係することです。

もう一つは、今、一定の要件と出ましたけれども、やはり資料8の7ページに書いてあります一定の要件についてのことでございます。

なお、細かいことは、時間がございませんので、私ども文書でまとめて、この会議後、提出させていただきますので、そういったことで、次に御回答いただければと存じております。

以上です。

○無藤隆部会長 最後に、渡邊委員お願いします。

○渡邊廣吉委員 今ほど説明を受けました公定価格と利用者負担について、質問します。

自民党の昨年度の総選挙の公約の一つに、幼児教育・保育の義務化を確か謳っていたと思うのです。これは前にもそういう議論が党のであったようではありますが、今、私どもが子ども・子育て関連3法に基づいて新しい支援制度について議論しているわけでありましてけれども、今の安倍総理、突然としていろいろなことを打ち出しますが、そういう中で、党の方針だから、新しい制度として国が責任を持って義務化する、義務化ということは、まさしく小学校、中学校と同じように無償化するということに他ならないわけでありまして、そうなった場合の公定価格のあり方、それから、保護者負担を無償化するわけですから、その辺の枠組みとの関連が出てきはしないのか。

そこまで踏み込んで考えるのはどうかなとは思いますが、そうなった場合、私どもがこうして議論しているものとの整合が果たしてとれるのかどうかということ、それから、議論がそうなった場合に当然、今、新しい法律に基づいて議論しているわけですから、こ

こでの議論したことは、保証はされると思うのですけれども、党のことですから、直接的には中身は存じておるのかはわかりませんが、今の進捗について確認できたと思います。

もう一点は、これは前の、新システムを議論するときにも申し上げてきたのですが、これは都道府県サイド、市町村サイドも同じことなのですけれども、先ほどの公費負担、保護者負担ということでのいろいろな財源の話も出ましたが、支援制度の実施に当たっては、今の過程では消費税の引き上げによって7,000億円もしくは1兆円超が担保されるという考え方があるわけでありますが、これもあくまでも今の安倍政権の中では経済の動向次第で判断していくことになる。

来年の4月と平成27年の10月からの話にはなるのですが、そうなったとき、果たしてこれが賃金も上がらないし、インフレにはなったけれども、消費税を上げていかれないという国民世論が先立ってきてどうしようもなくなった場合、この制度の議論が絵に描いた餅になりはしないかということで、私から言うべきことではないでしょうが、やはり実施主体である都道府県、市町村にとっては大事なことでございますので、ぜひ、このことについては十分に努力していただきたいし、また、我々も努力していくつもりでございますけれども、確認をしておきたいなと思います。

以上です。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

それでは、関係の事務方のほうから答えられるところをよろしくお願いします。

○橋本泰宏保育課長 橘原委員のほうから御質問いただきました、市町村民税をベースにするということの理由でございます。

資料8の7ページをお開きいただきたいと思いますが、こちらのほうで下から7行目のポツでございますが「新制度の実施主体である市町村の事務簡素化を図るため、所得階層区分は市町村民税額を基に行う」というのが基本制度をまとめたときの考え方でございます。市町村によりまして、地方税法の範囲の中で一定の税制の違いも生じる余地はあろうかと思っておりますけれども、最終的に利用者負担を市町村のほうでそれぞれ定めていくということでございます。

ここで示しております、この階層区分表というものは、ある意味、国と地方公共団体との間の精算基準として機能しているものでございますので、最終的な利用者にとっての負担のところというのは市町村において総合的に御判断いただいて設定していただくということになってこようかと思っております。

あと、比較的、高額所得の階層のところにつきまして一本化されているということについての御質問をいただきました。これにつきまして、今の7ページのところでございますけれども、今、御説明した分の1つ上のポツでございますが「満3歳以上児については、現行、一定階層以上の利用者には保育単価限度以上の負担を求めていないことや、保育の必要性の認定を受けない子どもに係る利用者負担の在り方との整合性を考慮し、一定階層以上については一律の負担とする」という整理がなされております。

すなわち、その次の9ページの表をご覧くださいますと、左側に現行の区分表がございます。この中で第6階層以上のところにつきましては、第7階層で7万7,000円という費用徴収基準、あるいは第8階層では10万1,000円という基準が定められておりますけれども、ただ、現在の3歳以上児の保育単価の関係でいいますと、この保育単価限度という天井のところにはひっかかるのが大半で、実際には第7階層、第8階層のこの限度額のところは適用されることは基本的にはございません。そういったことも考慮しまして、第6階層以上を一本化してあるということがこの意味でございます。

佐藤委員のほうから、保育の必要量についての御議論はどうなるのかという話がありました。本日の資料の中で、資料4を出していただきたいと思いますが、部会のほうでさまざまな基準や公定価格の御議論をいただきますが、これに保育の必要性の認定の長い、短いということが関連することはもちろん、そのとおりなのでございますけれども、そもそも、この保育の必要性の認定をどういった形で行うのかというところが親会議のほうで行う上から2番目の事項としてございます。この中でまずは御議論いただきまして、それとの関連の中でさまざまな利用者負担との関係、あるいは公定価格との関係についても、この部会等でも御議論いただければと思っております。

あと、保育の必要性の認定を受ける子、受けない子につきましての上乗せ徴収の関係の御質問をいただきました。この資料8の7ページに利用者負担の考え方ということで書いております中で「一定の要件の下で上乗せ徴収を認める」という記述が「iii) 保育の必要性の認定を受けない子どもの場合」だけにしか書いてございませんけれども、ここは資料のつくりが足りなかったと反省しております。

保育の必要性の認定を受けた子どもの場合も、一定の上乗せ徴収というものはございます。上乗せ徴収は、この基本制度の中での考え方でいけば、大きくは実費徴収と実費徴収以外の上乗せ徴収というふうに分かれてまいります。実費徴収については、基本的には全ての施設について、国のほうで定める一定の基準額の中で行うことが許容されるというふうに位置づけられております。また、実費徴収以外の上乗せ徴収につきましては、これは3つほど要件が定められておりますけれども、当分の間、市町村及び社会福祉法人以外の者が設置する場合に限って、こういったものを認める取扱いになっているということでございます。若干、この資料は舌足らずでございました。

以上でございます。

○無藤隆部会長 ほかはいかがでしょうか。

お願いします。

○黒田秀郎少子化対策企画室長 続きまして、資料9につきまして、尾崎委員、それから、佐藤委員からお尋ねをいただきました。

まず、尾崎委員からありました、地域子ども・子育て支援事業を多くの自治体で取り組んでいただくためにも柔軟なつくりについてのお話、大変大切なお話だと思います。片や質のお話、片や広げていくというお話、両方を視野に置きながら、それから、この場の御意

見、特に実施主体である市町村始め自治体の皆様とよくよく御相談しながら、ここは詳細を詰めていきたいと思っております。

また、佐藤委員からお話のありました利用者支援で、以前、ここは前の議論でありました子育て支援コーディネーターと同じですかというお話です。機能的にはおおむね、それに相当するものだと考えております。その上で国会審議の過程で、その機能が重要である、それはぜひ法律に書き込むべしという話があって、それが書き込まれたということは私どもとして非常にありがたいお話だと思っておりますので、その法定化された条文に即して、これまでの議論も念頭に置きながら肉づけしていくことが必要だと考えております。

○無藤隆部会長 ありがとうございます。

あとは、特にはございませんか。

幼児教育義務化の話がありましたが、責任を持ってお答えいただけるのは政治家の方以外にはなさそうですが、何かございますか。

○蝦名喜之幼児教育課長 政治家ではございませんけれども、事実関係だけでございますが、義務化については、たしか公約なりには出てはいなかったように思います。昔、議論があったようなことは聞いてございますが、現時点でどうなのかというものも含めまして、私ども事務方のほうではよくわからないところです。

十分なお答えではないのですけれども。

○無藤隆部会長 そういうことでございます。

済みません、大分時間が過ぎてしまいましたが、ここまでにさせていただきます。

何度も申し上げますけれども、具体的な論点の討議については次回以降にさせていただきますし、質問その他、随時、事務局にお寄せいただく。また、紙でお送りいただいたり、場合によっては、この会議に配付をお望みなら、そういうことでも結構ですので、よろしく願いいたします。

次回の部会の日程ですが、追って事務局より御連絡がございます。

それでは、今日はどうもありがとうございました。終わります。

～ 以上 ～